

半 期 報 告 書

(第117期中) 自 2022年4月1日
至 2022年9月30日

株式 静 岡 銀 行
会社

第117期（自 2022年4月1日 至 2022年9月30日）

半 期 報 告 書

- 1 本書は半期報告書を金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 2 本書には、上記の方法により提出した半期報告書に添付された中間監査報告書を末尾に綴じ込んでおります。

目 次

頁

第117期中 半期報告書

【表紙】	1
第一部 【企業情報】	2
第1 【企業の概況】	2
1 【主要な経営指標等の推移】	2
2 【事業の内容】	4
3 【関係会社の状況】	4
4 【従業員の状況】	4
第2 【事業の状況】	5
1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】	5
2 【事業等のリスク】	5
3 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	6
4 【経営上の重要な契約等】	21
5 【研究開発活動】	21
第3 【設備の状況】	22
1 【主要な設備の状況】	22
2 【設備の新設、除却等の計画】	22
第4 【提出会社の状況】	23
1 【株式等の状況】	23
2 【役員の状況】	32
第5 【経理の状況】	34
1 【中間連結財務諸表等】	35
2 【中間財務諸表等】	75
第6 【提出会社の参考情報】	89
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	90

中間監査報告書

確認書

【表紙】

【提出書類】 半期報告書

【提出先】 東海財務局長

【提出日】 2022年11月22日

【中間会計期間】 第117期中(自 2022年4月1日 至 2022年9月30日)

【会社名】 株式会社静岡銀行

【英訳名】 THE SHIZUOKA BANK, LTD.

【代表者の役職氏名】 取締役頭取 八 木 稔

【本店の所在の場所】 静岡市葵区呉服町一丁目10番地

【電話番号】 (代表)054(261局)3131番

【事務連絡者氏名】 執行役員経営企画部長 山 本 規 政

【最寄りの連絡場所】 東京都千代田区丸の内一丁目6番5号
株式会社静岡銀行 経営企画部

【電話番号】 (代表)03(3213局)0225番

【事務連絡者氏名】 東京事務所長 中 川 大

【縦覧に供する場所】 株式会社静岡銀行 東京営業部
(東京都千代田区丸の内一丁目6番5号)
株式会社静岡銀行 横浜支店
(横浜市西区高島二丁目19番12号)
株式会社静岡銀行 名古屋支店
(名古屋市中区錦二丁目16番18号)
株式会社静岡銀行 大阪支店
(大阪市中央区西心斎橋二丁目1番3号)

(注) 名古屋支店及び大阪支店は、金融商品取引法の規定による縦覧に供する場所ではありませんが、投資者の便宜のため縦覧に供する場所としております。

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

(1) 最近3中間連結会計期間及び最近2連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移

		2020年度 中間連結 会計期間	2021年度 中間連結 会計期間	2022年度 中間連結 会計期間	2020年度	2021年度
		(自 2020年 4月1日 至 2020年 9月30日)	(自 2021年 4月1日 至 2021年 9月30日)	(自 2022年 4月1日 至 2022年 9月30日)	(自 2020年 4月1日 至 2021年 3月31日)	(自 2021年 4月1日 至 2022年 3月31日)
連結経常収益	百万円	117,024	116,237	139,362	230,787	241,600
うち連結信託報酬	百万円	0	0	0	2	2
連結経常利益	百万円	35,520	33,381	38,915	63,349	54,219
親会社株主に帰属する 中間純利益	百万円	24,354	27,529	28,208	—	—
親会社株主に帰属する 当期純利益	百万円	—	—	—	43,638	41,635
連結中間包括利益	百万円	75,524	39,896	29,669	—	—
連結包括利益	百万円	—	—	—	125,136	7,300
連結純資産額	百万円	1,062,080	1,127,895	1,110,298	1,105,378	1,088,247
連結総資産額	百万円	13,240,715	14,492,840	14,338,972	14,075,848	14,918,227
1株当たり純資産額	円	1,847.23	1,996.13	1,964.96	1,922.55	1,925.98
1株当たり中間純利益	円	42.43	48.10	49.99	—	—
1株当たり当期純利益	円	—	—	—	76.02	73.27
潜在株式調整後 1株当たり中間純利益	円	40.95	46.33	48.42	—	—
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益	円	—	—	—	73.31	70.54
自己資本比率	%	8.00	7.77	7.73	7.84	7.28
営業活動による キャッシュ・フロー	百万円	515,245	346,860	△1,093,190	1,110,303	731,100
投資活動による キャッシュ・フロー	百万円	△52,094	△107,653	△72,832	△340,197	△494,773
財務活動による キャッシュ・フロー	百万円	△6,303	△16,779	△7,600	△12,608	△23,825
現金及び現金同等物の 中間期末(期末)残高	百万円	1,616,687	2,139,766	956,224	1,917,339	2,129,843
従業員数 [外、平均臨時従業員数]	人	4,064 [2,392]	4,098 [2,274]	4,080 [2,220]	3,947 [2,364]	3,982 [2,258]
信託財産額	百万円	874	929	857	889	894

(注) 1 自己資本比率は、((中間) 期末純資産の部合計 - (中間) 期末新株予約権 - (中間) 期末非支配株主持分) を (中間) 期末資産の部の合計で除して算出しております。

2 信託財産額は、「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律」に基づく信託業務に係るものを記載しております。なお、連結会社のうち、該当する信託業務を営む会社は当行1社です。

(2) 当行の最近3中間会計期間及び最近2事業年度に係る主要な経営指標等の推移

回次		第115期中	第116期中	第117期中	第115期	第116期
決算年月		2020年9月	2021年9月	2022年9月	2021年3月	2022年3月
経常収益	百万円	94,204	91,471	116,212	180,067	192,502
うち信託報酬	百万円	0	0	0	2	2
経常利益	百万円	31,980	28,328	35,868	51,506	45,282
中間純利益	百万円	22,214	24,859	26,765	—	—
当期純利益	百万円	—	—	—	35,485	36,120
資本金	百万円	90,845	90,845	90,845	90,845	90,845
発行済株式総数	千株	595,129	595,129	595,129	595,129	595,129
純資産額	百万円	998,604	1,048,865	1,027,972	1,029,142	1,005,112
総資産額	百万円	13,219,043	14,422,778	14,223,601	14,046,337	14,827,985
預金残高	百万円	10,639,574	11,308,412	11,404,453	11,151,993	11,416,559
貸出金残高	百万円	9,217,053	9,343,389	9,867,346	9,327,236	9,533,758
有価証券残高	百万円	1,783,904	2,156,741	2,591,136	1,987,386	2,316,984
1株当たり配当額	円	11.00	12.50	15.00	25.00	26.00
自己資本比率	%	7.55	7.27	7.22	7.32	6.77
従業員数 [外、平均臨時従業員数]	人	2,706 [1,860]	2,700 [1,831]	2,688 [1,773]	2,615 [1,845]	2,618 [1,820]
信託財産額	百万円	874	929	857	889	894
信託勘定貸出金残高	百万円	—	—	—	—	—
信託勘定有価証券残高	百万円	9	9	9	9	9

(注) 1 自己資本比率は、((中間) 期末純資産の部合計 - (中間) 期末新株予約権) を (中間) 期末資産の部の合計で除して算出しております。

2 信託財産額は、「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律」に基づく信託業務に係るものを記載しております。

2 【事業の内容】

当中間連結会計期間において、当行及び当行の関係会社が営む事業の内容については、重要な変更はありません。
また、主要な関係会社についても、異動はありません。

3 【関係会社の状況】

当中間連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4 【従業員の状況】

(1) 連結会社における従業員数

2022年9月30日現在

セグメントの名称	銀行業	リース業	その他	合計
従業員数(人)	3,371 [2,061]	103 [14]	606 [145]	4,080 [2,220]

- (注) 1 従業員数は、執行役員及び海外の現地採用者を含み、臨時従業員（2,195人）及び嘱託契約者を含んでおりません。
2 臨時従業員数及び嘱託契約者数は、[]内に年間の平均人員を外書きで記載しております。
3 「その他」の区分は報告セグメントに含まれないものであり、国内金融商品取引業務、コンピューター関連業務及び信用保証業務等を含んでおります。

(2) 当行の従業員数

2022年9月30日現在

従業員数(人)	2,688 [1,773]
---------	------------------

- (注) 1 従業員数は、執行役員（15人）及び海外の現地採用者を含み、臨時従業員（1,736人）及び嘱託契約者を含んでおりません。
2 当行の従業員はすべて銀行業のセグメントに属しております。
3 臨時従業員数及び嘱託契約者数は、[]内に年間の平均人員を外書きで記載しております。
4 当行の労働組合は、静岡銀行従業員組合（組合員数2,252人）と全国金融産業労働組合（組合員数3人）であります。労使間においては特記すべき事項はありません。

第2 【事業の状況】

1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

当中間連結会計期間において、当グループの経営方針、経営環境及び対処すべき課題等に前連結会計年度の有価証券報告書の記載内容からの重要な変更はありません。

なお、当行は2022年10月3日に完全親会社である持株会社「株式会社しずおかフィナンシャルグループ」を設立しております。持株会社体制における経営の基本方針及び中長期的な経営戦略の方向性は以下のとおりであります。

(1) 経営の基本方針

持株会社体制では、当行の経営の基本方針を引き継ぎ、地域の総合金融グループとして、基本理念「地域とともに夢と豊かさを広げます。」のもと、時代を先取りする先進的な経営により、ステークホルダーである株主の皆さま、お客さま、地域社会、職員の豊かな未来の創造に貢献するため、健全性と収益性、成長性を兼ね備えたバランスのとれた事業運営に取り組んでおります。

(2) 中長期的な経営戦略

当グループは、2020年4月からスタートした中期経営戦略である第14次中期経営計画「COLORs～多彩～」(計画期間：2020年度～2022年度)において、時代に適応した新たな地域の未来を創造し、地域とともに持続的な成長を遂げていくため、10年ビジョン「地域の未来にコミットし、地域の成長をプロデュースする企業グループ」を掲げ、その実現に向け「課題解決型企業グループへの変革」に取り組んでおります。

持株会社体制では、これまでの取組みをより一層発展させ、以下の4つの基本戦略により、持株会社体制移行の目的である「すべてのステークホルダーの価値の最大化」の実現に取り組む方針としております。

4つの基本戦略

- ① グループビジネス戦略(既存ビジネスにおける顧客基盤・業容のさらなる拡大と、新たな事業領域の開拓を通じた持続的な成長の実現)
課題解決型企業グループとしての総合力を高め、地域やお客さまのより良い未来に向けお手伝いさせていただきます
- ② トランスフォーメーション戦略(商品・サービス、チャネル、コスト、人財などにおけるトランスフォーメーション(変革・変化)を通じた新たな価値創造)
時代の急速な変化に適応し、また、変化を先取りした変革を進め、ステークホルダーのみなさまにより多くの価値を提供いたします
- ③ 地域共創戦略(当グループが「地域のハブ」となり、「地域プラットフォーム」を形成し、さまざまな地域の抱える課題の解決に貢献)
人が集まり続ける、魅力的で付加価値のある地域社会の実現に向け、地域の成長をプロデュースする企業グループとして尽力いたします
- ④ グループガバナンス戦略
基本戦略①～③を実現するために、攻めと守りの両面から企業統治をより高度化し、柔軟かつ強固なグループガバナンス体制を構築します

2 【事業等のリスク】

当中間連結会計期間において、当半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、経営者が当グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える可能性があることと認識している主要なリスクの発生または前連結会計年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」について重要な変更はありません。

3 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

以下の記載における将来に関する事項は、当中間連結会計期間の末日現在において判断したものであります。

(1) 財政状態及び経営成績の状況

当中間連結会計期間における国内経済は、ロシアのウクライナ侵攻や急激な円安を背景とした原材料・燃料費等の価格上昇に加え、新型コロナウイルス感染症の再拡大等の影響を受けました。こうした状況下でありながらも、個人消費はウィズコロナの新しい生活様式が浸透する中で、回復しつつあります。

静岡県経済につきましては、個人消費は弱い部分があるものの、宿泊業において回復の動きがみられるなど、全体としては緩やかに持ち直しています。企業の生産は、中国のロックダウンや半導体不足を原因とする供給制約が解消に向かったことで改善しつつありますが、原材料費等の価格上昇に見舞われ、県内景気は依然として不透明な状況が続いています。

当中間連結会計期間の当グループの財政状態及び経営成績は以下のとおりです。

〔財政状態〕

○資産・負債・純資産の状況

当グループの当中間連結会計期間末の資産は、現金預け金の減少などにより前年度末に比べ5,792億円減少し、14兆3,389億円となりました。負債につきましては、借入金の減少などにより前年度末に比べ6,013億円減少し、13兆2,286億円となりました。また、純資産は、親会社株主に帰属する中間純利益の計上などにより前年度末に比べ220億円増加し、1兆1,102億円となりました。

グループの中核である当行の主要勘定の特徴は以下のとおりです。

○貸出金

地域とともに成長する総合金融グループとしての責任を果たすべく、地域のお客さまに対する安定的な資金供給に取り組んでまいりました。当中間会計期間末の貸出金残高は、法人および個人向け貸出金の増加により前年度末に比べ3,335億円増加し、9兆8,673億円となりました。

○預金等（譲渡性預金を含む）

当中間会計期間末の預金等残高は、公金預金の減少などにより前年度末に比べ1,058億円減少し、11兆4,767億円となりました。

また、個人のお客さまの多様なニーズにおこたえするため、個人年金保険、投資信託などの商品を幅広く提供してまいりました。

この結果、預金等を含めた個人のお客さまからの預り資産残高は、前年度末に比べ1,022億円増加し、8兆6,561億円となりました。

○有価証券

当中間会計期間末の有価証券残高は、投資信託等の増加などにより前年度末に比べ2,741億円増加し、2兆5,911億円となりました。

有価証券につきましては、健全かつ安定的なポートフォリオの構築を図りつつ、相場動向に応じた適切な運用に努めてまいります。

〔経営成績〕

当グループの当中間連結会計期間の経常収益は、外貨貸出金利息を中心とした資金運用収益、株式等売却益および外為売買益の増加などにより、前年同期比231億25百万円増加し1,393億62百万円となりました。また、経常費用は、国債等債券売却損および預金利息を中心とした資金調達費用の増加などにより、前年同期比175億91百万円増加し1,004億47百万円となりました。

この結果、経常利益は前年同期比55億33百万円増加し389億15百万円、また、親会社株主に帰属する中間純利益は、関係会社株式売却益の計上がなくなったものの、前年同期比6億79百万円増加し282億8百万円となりました。

報告セグメントの損益状況につきましては、「銀行業」の経常収益は前年同期比252億25百万円増加し1,168億80百万円、セグメント利益は前年同期比77億73百万円増加し358億15百万円となりました。また、「リース業」の経常収益は前年同期比35百万円減少し172億71百万円、セグメント利益は前年同期比88百万円減少し7億85百万円となりました。

なお、グループの中核である当行の当中間会計期間の経常収益は、前年同期比247億40百万円増加し1,162億12百万円となりました。また、経常費用は、前年同期比172億円増加し803億43百万円となりました。

この結果、経常利益は前年同期比75億40百万円増加し358億68百万円、また、中間純利益は前年同期比19億5百万円増加し267億65百万円となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

当中間連結会計期間のキャッシュ・フローは以下のとおりです。

営業活動によるキャッシュ・フローは、借入金金の減少などにより、1兆931億円のマイナス(前年同中間連結会計期間は3,468億円のプラス)となりました。

投資活動によるキャッシュ・フローは、有価証券の取得などにより、728億円のマイナス(前年同中間連結会計期間は1,076億円のマイナス)となりました。

財務活動によるキャッシュ・フローは、配当金の支払いなどにより、76億円のマイナス(前年同中間連結会計期間は167億円のマイナス)となりました。

この結果、当中間連結会計期間末における現金及び現金同等物の残高は、前連結会計年度末に比べ1兆1,736億円減少し9,562億円となりました。

(3) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

経営者の視点による当グループの経営成績等の状況に関する分析・検討内容は次のとおりであります。

なお、以下の記載における将来に関する事項は、当中間連結会計期間の末日現在において判断したものであります。

① 当中間連結会計期間の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

当グループは、第14次中期経営計画（計画期間：2020年度～2022年度）において、持株会社体制での連結経営目標を以下のとおり定めており、計画期間の最終年度となる当中間連結会計期間の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は、次のとおりであります。

指標		第14次中期経営計画における連結経営目標 (中計最終年度)
A 収益性指標	連結経常利益	800億円以上
	連結ROE	5%以上
B 健全性指標	連結普通株式等Tier1比率	14%以上
C その他	連結OHR(経費/業務粗利益)	55%程度
	株主還元率(連結)	中長期的に50%以上

A 収益性の状況

当中間連結会計期間は、コロナ禍の経済環境を踏まえた事業者のお客さまへの資金繰り・経営改善支援にくわえ、社会の変化を見据えた本業支援、事業支援に注力したほか、個人のお客さまのライフプランを据えた各種ローンや資産形成・運用・承継等のご提案といった「課題解決型企業グループへの変革」を実現する取り組みを推進しました。インフレ抑制を背景とした米国金利の上昇等の市場環境のなか外国債券の売却損の計上を余儀なくされるなど有価証券運用では苦戦を強いられたものの、グループ一体となった事業者および個人のお客さまに対する課題解決型のソリューション営業の取り組みが浸透するなか、当中間連結会計期間の経常利益は389億15百万円（前年同期比55億33百万円の増加）と一定の成果をあげることができました。

くわえて、脱炭素化、DX、ベンチャービジネスなど、地域社会のサステナビリティに向けた新しい課題に対しても取り組みを強化しており、特に、サステナブルファイナンスおよび環境関連ファイナンスに関し、中間期時点で通期の目標実行額を上回る実績をあげるなど取り組みが拡大しております。

当グループは、総合金融グループとしてのグループ一体のソリューション提供のほか異業種を含めたネットワークを活用した課題解決支援を強みとしており、引き続き、社会の変化を的確に捉え、地域社会のサステナビリティと企業活動を連関させ収益機会を広げることで企業価値を高めてまいります。

B 健全性の状況

当中間連結会計期間末の連結普通株式等Tier1比率は、前連結会計年度末に比べて信用リスクを中心にリスクアセットが増加したことにくわえ、持株会社体制への移行に伴うグループ再編上の特殊要因（当行保有グループ会社株式の当行親会社（持株会社）への現物配当等）などにより自己資本が減少し、14.25%と前連結会計年度末比1.83ポイント減少しました。地域への安定した金融仲介機能を提供しつつ成長分野や新しい事業分野へも収益基盤を拡大させていくために、適切なリスクテイクを通じて財務の健全性を維持していく観点から、第14次中期経営計画では連結普通株式等Tier1比率14%以上を目標水準として設定しております。

C その他の状況

当中間連結会計期間の連結OHRは60.16%となっており、これは前中間連結会計期間の連結OHR62.00%から改善しております。連結OHR55%程度を目標として、次世代勘定系システム（2021年1月更改）の活用によりシステム開発・運用の効率性を向上させるほか、非対面チャネルの拡充、デジタル技術を活用したBPR等を推進し業務の生産性を高めるなど、取り組みを進めております。

② キャッシュ・フローの状況の分析・検討内容並びに資本の財源及び資金の流動性に係る情報

A 資金調達等

グループの中核である当行の当中間会計期間末の預金等（譲渡性預金を含む）残高は、公金預金の減少などにより前年度末に比べ1,058億円減少し、11兆4,767億円となりました。

主要な資金調達手段である預金は、当グループがご提案する各種取引・サービスの入り口となる重要な取引基盤であり、また、地域に対する適切な金融仲介機能の提供において安定的な資金供給の源泉となる重要な調達基盤です。将来的に人口減少や相続の発生等により地方から預金も流出することも想定し、また、景気悪化時においても取引先に対して安定した資金供給を実施していくため、安定的に増加させていく方針です。また、取引先の外貨資金需要に適切に対応していくため、安定した外貨調達基盤の確保にも取り組んでおります。今後も円貨および外貨の流動性に配慮しつつ、健全性と収益性を伴った資金運用に取り組んでまいります。

株主還元に関しては、地域金融機関としての安定的な資金供給に必要な健全な財務体質を維持しつつ、また成長に向けた投資にも取り組みながら、安定配当と機動的な自己株式の取得を通じて「連結ベースで中長期的に株主還元率50%以上」を目標として取り組んでおります。

B 有価証券の運用状況

当中間会計期間末の有価証券残高は、投資信託等の増加などにより前年度末に比べ2,741億円増加し、2兆5,911億円となりました。インフレ抑制を背景として米国の金利が上昇する等により一部の外国債券の売却損の計上を余儀なくされるなど厳しい市場環境にありますが、安定的な運用収益の確保に向けて、市場との対話を深めながら資金の流動性にも配慮し有価証券ポートフォリオの構築を進めてまいります。

(参考)

① 国内・海外別収支

資金運用収支は、前中間連結会計期間比3億51百万円増加して602億35百万円、役務取引等収支は、前中間連結会計期間比33億15百万円増加して190億51百万円、特定取引収支は、前中間連結会計期間比4億8百万円増加して23億73百万円、また、その他業務収支は、前中間連結会計期間比30億61百万円減少して△4億72百万円となりました。

種類	期別	国内	海外	相殺消去額(△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
資金運用収支	前中間連結会計期間	58,905	978	—	59,883
	当中間連結会計期間	58,979	1,256	—	60,235
うち資金運用収益	前中間連結会計期間	61,066	1,939	91	62,915
	当中間連結会計期間	68,484	4,970	1,104	72,350
うち資金調達費用	前中間連結会計期間	2,161	961	91	3,031
	当中間連結会計期間	9,505	3,714	1,104	12,114
信託報酬	前中間連結会計期間	0	—	—	0
	当中間連結会計期間	0	—	—	0
役務取引等収支	前中間連結会計期間	15,768	△32	—	15,736
	当中間連結会計期間	19,092	△41	—	19,051
うち役務取引等収益	前中間連結会計期間	36,699	18	28	36,689
	当中間連結会計期間	37,433	21	30	37,424
うち役務取引等費用	前中間連結会計期間	20,930	50	28	20,952
	当中間連結会計期間	18,340	62	30	18,372
特定取引収支	前中間連結会計期間	1,964	—	—	1,964
	当中間連結会計期間	2,373	—	—	2,373
うち特定取引収益	前中間連結会計期間	1,964	—	—	1,964
	当中間連結会計期間	2,373	—	—	2,373
うち特定取引費用	前中間連結会計期間	—	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—	—
その他業務収支	前中間連結会計期間	2,584	3	—	2,588
	当中間連結会計期間	△478	5	—	△472
うちその他業務収益	前中間連結会計期間	4,859	3	—	4,863
	当中間連結会計期間	14,319	5	—	14,325
うちその他業務費用	前中間連結会計期間	2,274	—	—	2,274
	当中間連結会計期間	14,798	—	—	14,798

(注) 1 「国内」とは、当行(海外店を除く)及び国内に本店を有する連結子会社(以下「国内連結子会社」という。)であります。

2 「海外」とは、当行の海外店及び海外に本店を有する連結子会社(以下「海外連結子会社」という。)であります。

3 「相殺消去額」は、「国内」と「海外」間の取引に関する相殺額を記載しております。

4 資金調達費用は、金銭の信託運用見合費用(前中間連結会計期間5百万円、当中間連結会計期間3百万円)を控除して表示しております。

② 国内・海外別資金運用／調達状況

資金運用勘定平均残高は、前中間連結会計期間比1兆3,127億円増加して13兆3,169億円となりました。資金運用利息は、前中間連結会計期間比94億35百万円増加して723億50百万円となりました。この結果、資金運用利回りは、前中間連結会計期間比0.01ポイント増加して0.54%となりました。

資金調達勘定平均残高は、前中間連結会計期間比7,474億円増加して13兆3,871億円となりました。資金調達利息は、前中間連結会計期間比90億83百万円増加して121億14百万円となりました。この結果、資金調達利回りは、前中間連結会計期間比0.06ポイント増加して0.09%となりました。

(イ) 国内

種類	期別	平均残高	利息	利回り
		金額(百万円)	金額(百万円)	(%)
資金運用勘定	前中間連結会計期間	11,807,588	61,066	0.51
	当中間連結会計期間	13,046,984	68,484	0.52
うち貸出金	前中間連結会計期間	9,073,515	47,128	0.51
	当中間連結会計期間	9,420,459	51,270	0.54
うち有価証券	前中間連結会計期間	1,594,415	13,057	0.81
	当中間連結会計期間	2,111,004	14,515	0.68
うちコールローン及び 買入手形	前中間連結会計期間	155,305	52	0.03
	当中間連結会計期間	55,589	127	0.22
うち預け金	前中間連結会計期間	847,994	565	0.06
	当中間連結会計期間	1,227,963	1,330	0.10
資金調達勘定	前中間連結会計期間	12,465,118	2,161	0.01
	当中間連結会計期間	13,134,779	9,505	0.07
うち預金	前中間連結会計期間	10,973,619	904	0.00
	当中間連結会計期間	11,196,070	3,545	0.03
うち譲渡性預金	前中間連結会計期間	63,702	1	0.00
	当中間連結会計期間	46,302	1	0.00
うちコールマネー及び 売渡手形	前中間連結会計期間	110,001	16	0.01
	当中間連結会計期間	476,933	595	0.12
うち売現先勘定	前中間連結会計期間	261,942	107	0.04
	当中間連結会計期間	220,890	1,814	0.82
うち債券貸借取引 受入担保金	前中間連結会計期間	127,149	85	0.06
	当中間連結会計期間	14,441	99	0.68
うち借入金	前中間連結会計期間	938,319	81	0.00
	当中間連結会計期間	1,187,081	637	0.05

(注) 1 平均残高は、原則として日々の残高の平均に基づいて算出しておりますが、国内連結子会社については、前中間連結会計期間末と当中間連結会計期間末の残高に基づく平均残高を利用しております。

2 「国内」とは、当行(海外店を除く)及び国内連結子会社であります。

3 資金運用勘定は無利息預け金の平均残高(前中間連結会計期間1,211,021百万円、当中間連結会計期間705,964百万円)を、資金調達勘定は金銭の信託運用見合額の平均残高(前中間連結会計期間108,943百万円、当中間連結会計期間104,800百万円)及び利息(前中間連結会計期間5百万円、当中間連結会計期間3百万円)をそれぞれ控除して表示しております。

(ロ) 海外

種類	期別	平均残高	利息	利回り
		金額(百万円)	金額(百万円)	(%)
資金運用勘定	前中間連結会計期間	413,687	1,939	0.46
	当中間連結会計期間	487,599	4,970	1.01
うち貸出金	前中間連結会計期間	218,051	1,680	0.77
	当中間連結会計期間	265,942	3,289	1.23
うち有価証券	前中間連結会計期間	96,080	212	0.22
	当中間連結会計期間	119,688	1,175	0.98
うちコールローン及び 買入手形	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—
うち預け金	前中間連結会計期間	74,443	20	0.02
	当中間連結会計期間	95,038	440	0.46
資金調達勘定	前中間連結会計期間	346,517	961	0.27
	当中間連結会計期間	449,567	3,714	0.82
うち預金	前中間連結会計期間	193,908	139	0.07
	当中間連結会計期間	231,427	1,818	0.78
うち譲渡性預金	前中間連結会計期間	55,139	52	0.09
	当中間連結会計期間	38,943	284	0.73
うちコールマネー及び 売渡手形	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	55	0	1.65
うち売現先勘定	前中間連結会計期間	12,221	11	0.09
	当中間連結会計期間	21,332	133	0.62
うち債券貸借取引 受入担保金	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—
うち借入金	前中間連結会計期間	1,241	0	0.00
	当中間連結会計期間	37	0	0.36

(注) 1 海外連結子会社の平均残高は、前中間連結会計期間末と当中間連結会計期間末の残高に基づく平均残高を利用してあります。

2 「海外」とは、当行の海外店及び海外連結子会社であります。

3 資金運用勘定は無利息預け金の平均残高(前中間連結会計期間1,965百万円、当中間連結会計期間2,383百万円)を控除して表示してあります。

(ハ) 合計

種類	期別	平均残高(百万円)			利息(百万円)			利回り (%)
		小計	相殺 消去額 (△)	合計	小計	相殺 消去額 (△)	合計	
資金運用勘定	前中間連結会計期間	12,221,275	217,130	12,004,144	63,006	91	62,915	0.52
	当中間連結会計期間	13,534,583	217,659	13,316,924	73,454	1,104	72,350	0.54
うち貸出金	前中間連結会計期間	9,291,567	—	9,291,567	48,809	—	48,809	0.52
	当中間連結会計期間	9,686,401	—	9,686,401	54,559	—	54,559	0.56
うち有価証券	前中間連結会計期間	1,690,495	45,167	1,645,328	13,269	—	13,269	0.80
	当中間連結会計期間	2,230,692	20,463	2,210,229	15,690	—	15,690	0.70
うちコールローン 及び買入手形	前中間連結会計期間	155,305	—	155,305	52	—	52	0.03
	当中間連結会計期間	55,589	—	55,589	127	—	127	0.22
うち預け金	前中間連結会計期間	922,437	64,156	858,280	586	15	570	0.06
	当中間連結会計期間	1,323,002	33,528	1,289,473	1,770	66	1,704	0.13
資金調達勘定	前中間連結会計期間	12,811,636	171,963	12,639,673	3,122	91	3,031	0.02
	当中間連結会計期間	13,584,346	197,196	13,387,150	13,219	1,104	12,114	0.09
うち預金	前中間連結会計期間	11,167,527	64,156	11,103,370	1,043	15	1,028	0.00
	当中間連結会計期間	11,427,497	33,528	11,393,969	5,364	66	5,298	0.04
うち譲渡性預金	前中間連結会計期間	118,842	—	118,842	54	—	54	0.04
	当中間連結会計期間	85,246	—	85,246	285	—	285	0.33
うちコールマネー 及び売渡手形	前中間連結会計期間	110,001	—	110,001	16	—	16	0.01
	当中間連結会計期間	476,988	—	476,988	596	—	596	0.12
うち売現先勘定	前中間連結会計期間	274,164	—	274,164	119	—	119	0.04
	当中間連結会計期間	242,222	—	242,222	1,947	—	1,947	0.80
うち債券貸借取引 受入担保金	前中間連結会計期間	127,149	—	127,149	85	—	85	0.06
	当中間連結会計期間	14,441	—	14,441	99	—	99	0.68
うち借入金	前中間連結会計期間	939,561	—	939,561	81	—	81	0.00
	当中間連結会計期間	1,187,118	—	1,187,118	637	—	637	0.05

(注) 1 「相殺消去額」は、「国内」と「海外」間の取引に関する相殺額を記載しております。

2 資金運用勘定は無利息預け金の平均残高(前中間連結会計期間1,212,987百万円、当中間連結会計期間708,348百万円)を、資金調達勘定は金銭の信託運用見合額の平均残高(前中間連結会計期間108,943百万円、当中間連結会計期間104,800百万円)及び利息(前中間連結会計期間5百万円、当中間連結会計期間3百万円)をそれぞれ控除して表示しております。

③ 国内・海外別役務取引の状況

役務取引等収益は、前中間連結会計期間比7億35百万円増加して374億24百万円となりました。また、役務取引等費用は、前中間連結会計期間比25億79百万円減少して183億72百万円となりました。

種類	期別	国内	海外	相殺消去額(△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
役務取引等収益	前中間連結会計期間	36,699	18	28	36,689
	当中間連結会計期間	37,433	21	30	37,424
うち預金・貸出業務	前中間連結会計期間	6,023	11	—	6,035
	当中間連結会計期間	7,044	21	—	7,066
うち為替業務	前中間連結会計期間	3,705	0	5	3,700
	当中間連結会計期間	3,023	0	7	3,016
うち証券関連業務	前中間連結会計期間	2,542	—	—	2,542
	当中間連結会計期間	2,515	—	—	2,515
うち代理業務	前中間連結会計期間	2,791	—	—	2,791
	当中間連結会計期間	3,127	—	—	3,127
うち保護預り・貸金庫業務	前中間連結会計期間	227	—	—	227
	当中間連結会計期間	213	—	—	213
うち保証業務	前中間連結会計期間	3,179	5	23	3,162
	当中間連結会計期間	3,245	0	23	3,222
うちリース業務	前中間連結会計期間	14,496	—	—	14,496
	当中間連結会計期間	14,161	—	—	14,161
役務取引等費用	前中間連結会計期間	20,930	50	28	20,952
	当中間連結会計期間	18,340	62	30	18,372
うち為替業務	前中間連結会計期間	796	0	—	796
	当中間連結会計期間	452	0	—	452
うちリース業務	前中間連結会計期間	13,299	—	—	13,299
	当中間連結会計期間	12,911	—	—	12,911

(注) 1 「国内」とは、当行(海外店を除く)及び国内連結子会社であります。

2 「海外」とは、当行の海外店及び海外連結子会社であります。

3 「相殺消去額」は、「国内」と「海外」間の取引に関する相殺額を記載しております。

④ 国内・海外別特定取引の状況

(イ) 特定取引収益・費用の内訳

特定取引収益は、前中間連結会計期間比4億8百万円増加して23億73百万円となりました。また、特定取引費用の計上はありません。

種類	期別	国内	海外	相殺消去額(△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
特定取引収益	前中間連結会計期間	1,964	—	—	1,964
	当中間連結会計期間	2,373	—	—	2,373
うち商品有価証券収益	前中間連結会計期間	1,731	—	—	1,731
	当中間連結会計期間	1,429	—	—	1,429
うち特定金融派生商品収益	前中間連結会計期間	231	—	—	231
	当中間連結会計期間	940	—	—	940
うちその他の特定取引収益	前中間連結会計期間	1	—	—	1
	当中間連結会計期間	3	—	—	3
特定取引費用	前中間連結会計期間	—	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—	—

(注) 1 「国内」とは、当行(海外店を除く)及び国内連結子会社であります。

2 「海外」とは、当行の海外店及び海外連結子会社であります。

(ロ) 特定取引資産・負債の内訳(未残)

特定取引資産は、前中間連結会計期間比69億32百万円減少して116億27百万円となりました。また、特定取引負債は、前中間連結会計期間比40億99百万円増加して69億14百万円となりました。

種類	期別	国内	海外	相殺消去額(△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
特定取引資産	前中間連結会計期間	18,559	—	—	18,559
	当中間連結会計期間	11,627	—	—	11,627
うち商品有価証券	前中間連結会計期間	1,898	—	—	1,898
	当中間連結会計期間	939	—	—	939
うち商品有価証券派生商品	前中間連結会計期間	—	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—	—
うち特定金融派生商品	前中間連結会計期間	3,662	—	—	3,662
	当中間連結会計期間	7,688	—	—	7,688
うちその他の特定取引資産	前中間連結会計期間	12,999	—	—	12,999
	当中間連結会計期間	2,999	—	—	2,999
特定取引負債	前中間連結会計期間	2,814	—	—	2,814
	当中間連結会計期間	6,914	—	—	6,914
うち商品有価証券派生商品	前中間連結会計期間	—	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—	—
うち特定金融派生商品	前中間連結会計期間	2,814	—	—	2,814
	当中間連結会計期間	6,914	—	—	6,914

(注) 1 「国内」とは、当行(海外店を除く)及び国内連結子会社であります。

2 「海外」とは、当行の海外店及び海外連結子会社であります。

⑤ 国内・海外別預金残高の状況

○ 預金の種類別残高(末残)

種類	期別	国内	海外	相殺消去額(△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
預金合計	前中間連結会計期間	11,129,456	181,553	54,022	11,256,986
	当中間連結会計期間	11,201,025	221,687	13,034	11,409,677
うち流動性預金	前中間連結会計期間	7,354,341	5,846	—	7,360,188
	当中間連結会計期間	7,611,439	436	—	7,611,875
うち定期性預金	前中間連結会計期間	3,028,987	175,706	—	3,204,693
	当中間連結会計期間	2,900,349	221,250	—	3,121,600
うちその他	前中間連結会計期間	746,127	—	54,022	692,105
	当中間連結会計期間	689,236	—	13,034	676,202
譲渡性預金	前中間連結会計期間	56,460	65,054	—	121,514
	当中間連結会計期間	27,710	36,202	—	63,912
総合計	前中間連結会計期間	11,185,916	246,607	54,022	11,378,501
	当中間連結会計期間	11,228,735	257,889	13,034	11,473,590

(注) 1 「国内」とは、当行(海外店を除く)及び国内連結子会社であります。

2 「海外」とは、当行の海外店及び海外連結子会社であります。

3 ① 流動性預金=当座預金+普通預金+貯蓄預金+通知預金

② 定期性預金=定期預金+定期積金

4 「相殺消去額」は、「国内」と「海外」間の取引に関する相殺額を記載しております。

⑥ 国内・海外別貸出金残高の状況

(イ) 業種別貸出状況(末残・構成比)

業種別	前中間連結会計期間		当中間連結会計期間	
	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)
国内 (除く特別国際金融取引勘定分)	9,103,971	100.00	9,580,167	100.00
製造業	1,501,426	16.49	1,601,312	16.72
農業、林業	9,268	0.10	8,671	0.09
漁業	10,914	0.12	12,921	0.14
鉱業、採石業、砂利採取業	14,733	0.16	11,744	0.12
建設業	253,210	2.78	263,725	2.75
電気・ガス・熱供給・水道業	161,279	1.77	176,170	1.84
情報通信業	53,655	0.59	54,917	0.57
運輸業、郵便業	313,293	3.44	307,862	3.21
卸売業、小売業	819,293	9.00	845,168	8.82
金融業、保険業	522,822	5.74	629,130	6.57
不動産業、物品賃貸業	2,106,561	23.14	2,213,169	23.10
医療・福祉、宿泊業等サービス業	594,790	6.54	604,747	6.31
地方公共団体	115,210	1.27	108,231	1.13
その他	2,627,511	28.86	2,742,392	28.63
海外及び特別国際金融取引勘定分	197,187	100.00	252,549	100.00
政府等	4,360	2.21	3,441	1.36
金融機関	6,688	3.39	24,814	9.83
その他	186,137	94.40	224,293	88.81
合計	9,301,158	—	9,832,716	—

(注) 1 「国内」とは、当行(海外店を除く)及び国内連結子会社であります。

2 「海外」とは、当行の海外店及び海外連結子会社であります。

(ロ) 外国政府等向け債権残高(国別)

「外国政府等」とは、外国政府、中央銀行、政府関係機関又は国営企業及びこれらの所在する国の民間企業等であり、日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号に規定する特定海外債権引当勘定を計上している国の外国政府等の債権残高を掲げることとしておりますが、2021年9月30日現在及び2022年9月30日現在の当該外国政府等向け債権残高はありません。

⑦ 国内・海外別有価証券の状況

○ 有価証券残高(末残)

種類	期別	国内	海外	相殺消去額(△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
国債	前中間連結会計期間	238,061	—	—	238,061
	当中間連結会計期間	640,743	—	—	640,743
地方債	前中間連結会計期間	183,887	—	—	183,887
	当中間連結会計期間	254,525	—	—	254,525
社債	前中間連結会計期間	357,244	—	—	357,244
	当中間連結会計期間	439,155	—	—	439,155
株式	前中間連結会計期間	456,579	—	—	456,579
	当中間連結会計期間	444,048	—	—	444,048
その他の証券	前中間連結会計期間	873,539	93,703	54,670	912,571
	当中間連結会計期間	753,490	122,706	11,311	864,885
合計	前中間連結会計期間	2,109,311	93,703	54,670	2,148,344
	当中間連結会計期間	2,531,962	122,706	11,311	2,643,357

(注) 1 「国内」とは、当行(海外店を除く)及び国内連結子会社であります。

2 「海外」とは、当行の海外店及び海外連結子会社であります。

3 「その他の証券」には、外国債券及び外国株式を含んでおります。

4 「相殺消去額」は、「国内」と「海外」間の取引に関する相殺額を記載しております。

⑧ 「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律」に基づく信託業務の状況

連結会社のうち、「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律」に基づき信託業務を営む会社は当行1社です。

(イ) 信託財産の運用/受入状況(信託財産残高表)

資産				
科目	前連結会計年度 (2022年3月31日)		当中間連結会計期間 (2022年9月30日)	
	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)
有価証券	9	1.10	9	1.15
銀行勘定貸	198	22.15	160	18.71
現金預け金	686	76.75	687	80.14
合計	894	100.00	857	100.00

負債				
科目	前連結会計年度 (2022年3月31日)		当中間連結会計期間 (2022年9月30日)	
	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)
金銭信託	894	100.00	857	100.00
合計	894	100.00	857	100.00

(注) 共同信託他社管理財産

前連結会計年度の残高は5百万円、当中間連結会計期間の残高は5百万円であります。

(ロ) 元本補填契約のある信託の運用/受入状況(末残)

科目	前連結会計年度 (2022年3月31日)			当中間連結会計期間 (2022年9月30日)		
	金銭信託 (百万円)	貸付信託 (百万円)	合計 (百万円)	金銭信託 (百万円)	貸付信託 (百万円)	合計 (百万円)
銀行勘定貸	198	—	198	160	—	160
資産計	198	—	198	160	—	160
元本	198	—	198	160	—	160
その他	0	—	0	0	—	0
負債計	198	—	198	160	—	160

(4) 会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

当中間連結会計期間において、会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定について重要な変更はありません。

なお、新型コロナウイルス感染症の影響に関する仮定につきましては、中間連結財務諸表注記事項の(追加情報)を参照願います。

(5) 経営方針・経営戦略等及び経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

当中間連結会計期間において、当グループの経営方針・経営戦略等及び経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等に重要な変更及び新たな定めはありません。

(6) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当中間連結会計期間において、当グループの事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

(自己資本比率等の状況)

(参考)

自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(2006年金融庁告示第19号)に定められた算式に基づき、連結ベースと単体ベースの双方について算出しております。

なお、当行は、国際統一基準を適用のうえ、信用リスク・アセットの算出においては基礎的内部格付手法を、オペレーショナル・リスク相当額に係る額の計算については粗利益配分手法を採用するとともに、マーケット・リスク規制を導入しております。

また、自己資本比率の補完的指標であるレバレッジ比率は、銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準の補完的指標として定めるレバレッジに係る健全性を判断するための基準(2019年金融庁告示第11号)に定められた算式に基づき、連結ベースと単体ベースの双方について算出しております。

連結自己資本比率(国際統一基準)

(単位:億円、%)

	2022年9月30日
1. 連結総自己資本比率(4/7)	14.25
2. 連結Tier1比率(5/7)	14.25
3. 連結普通株式等Tier1比率(6/7)	14.25
4. 連結における総自己資本の額	8,777
5. 連結におけるTier1資本の額	8,777
6. 連結における普通株式等Tier1資本の額	8,777
7. リスク・アセットの額	61,557
8. 連結総所要自己資本額	4,924

連結レバレッジ比率(国際統一基準)

(単位:%)

	2022年9月30日
連結レバレッジ比率	6.40

単体自己資本比率(国際統一基準)

(単位：億円、%)

	2022年9月30日
1. 単体総自己資本比率 (4 / 7)	12.83
2. 単体Tier 1 比率 (5 / 7)	12.83
3. 単体普通株式等Tier 1 比率 (6 / 7)	12.83
4. 単体における総自己資本の額	7,859
5. 単体におけるTier 1 資本の額	7,859
6. 単体における普通株式等Tier 1 資本の額	7,859
7. リスク・アセットの額	61,249
8. 単体総所要自己資本額	4,899

単体レバレッジ比率(国際統一基準)

(単位：%)

	2022年9月30日
単体レバレッジ比率	5.77

(資産の査定)

(参考)

資産の査定は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」(1998年法律第132号)第6条に基づき、当行の中間貸借対照表の社債(当該社債を有する金融機関がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が金融商品取引法(1948年法律第25号)第2条第3項に規定する有価証券の私募によるものに限る。)、貸出金、外国為替、その他資産中の未収利息及び仮払金、支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに中間貸借対照表に注記することとされている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は貸借契約によるものに限る。)について債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として次のとおり区分するものであります。

1 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいう。

2 危険債権

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいう。

3 要管理債権

要管理債権とは、三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権をいう。

4 正常債権

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記1から3までに掲げる債権以外のものに区分される債権をいう。

資産の査定額

債権の区分	2021年9月30日	2022年9月30日
	金額(億円)	金額(億円)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	177	147
危険債権	714	784
要管理債権	143	135
正常債権	93,918	99,639

4 【経営上の重要な契約等】

(単独株式移転による持株会社体制への移行について)

当行は、2022年5月10日開催の取締役会において、当行の定時株主総会における議案の承認及び必要な関係当局の認可等が得られることを前提に、2022年10月3日を効力発生日として、当行単独による株式移転により持株会社（完全親会社）である「株式会社しずおかフィナンシャルグループ」を設立し、持株会社体制へ移行することを決議いたしました。

なお、2022年6月17日に開催された当行の定時株主総会において、株式移転計画は承認され、2022年10月3日付で持株会社（完全親会社）である「株式会社しずおかフィナンシャルグループ」が設立されました。

その内容につきましては、「第5 経理の状況」中、「1 中間連結財務諸表等」の「（重要な後発事象）」に記載のとおりであります。

5 【研究開発活動】

該当事項はありません。

第3 【設備の状況】

1 【主要な設備の状況】

当中間連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

2 【設備の新設、除却等の計画】

当中間連結会計期間において、前連結会計年度末に計画した重要な設備の新設、除却等について、重要な変更はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	2,414,596,000
計	2,414,596,000

② 【発行済株式】

種類	中間会計期間末現在 発行数(株) (2022年9月30日)	提出日現在発行数(株) (2022年11月22日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	595,129,069	595,129,069	— (注)	—
計	595,129,069	595,129,069	—	—

(注) 2022年10月3日を効力発生日として、単独株式移転の方法により、完全親会社である「株式会社しずおかフィナンシャルグループ」を設立したことに伴い、2022年9月29日付で東京証券取引所（プライム市場）から上場廃止となっております。

(2) 【新株予約権等の状況】

① 【ストックオプション制度の内容】

当行は、2022年10月3日を効力発生日として、株式会社しずおかフィナンシャルグループの完全子会社となったことに伴い、当行が発行している新株予約権の新株予約権者に対し、当該新株予約権に代わり、中間会計期末時点における当該新株予約権と同数の株式会社しずおかフィナンシャルグループの新株予約権を2022年10月3日付で交付しております。このため、本半期報告書提出日の前月末現在の状況は記載しておりません。

決議年月日	2007年6月26日	2008年6月25日	2009年6月24日	2010年6月24日
付与対象者の区分及び人数	当行の取締役 8名	当行の取締役 8名	当行の取締役 8名	当行の取締役 8名
新株予約権の数	130個（注1）	130個（注1）	200個（注1）	270個（注1）
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数	普通株式 13,000株（注2）	普通株式 13,000株（注2）	普通株式 20,000株（注2）	普通株式 27,000株（注2）
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1円			
新株予約権の行使期間	2007年7月28日 ～2032年7月27日	2008年7月19日 ～2033年7月18日	2009年7月25日 ～2034年7月24日	2010年7月24日 ～2035年7月23日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 1,154円 資本組入額 577円	発行価格 1,058円 資本組入額 529円	発行価格 876円 資本組入額 438円	発行価格 705円 資本組入額 353円
新株予約権の行使の条件	（注3）			
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当行の取締役会の承認を要することとする。			
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注5）			

決議年月日	2011年6月24日	2012年6月22日	2013年6月21日	2014年6月20日
付与対象者の区分及び人数	当行の取締役 8名	当行の取締役 8名	当行の取締役 8名	当行の取締役 8名
新株予約権の数	270個（注1）	300個（注1）	130個（注1）	380個（注1）
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数	普通株式 27,000株（注2）	普通株式 30,000株（注2）	普通株式 13,000株（注2）	普通株式 38,000株（注2）
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1円			
新株予約権の行使期間	2011年7月23日 ～2036年7月22日	2012年7月25日 ～2037年7月24日	2013年7月24日 ～2038年7月23日	2014年7月23日 ～2039年7月22日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 710円 資本組入額 355円	発行価格 744円 資本組入額 372円	発行価格 1,136円 資本組入額 568円	発行価格 1,080円 資本組入額 540円
新株予約権の行使の条件	（注3）			
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当行の取締役会の承認を要することとする。			
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注5）			

決議年月日	2015年6月19日	2016年6月17日	2017年6月16日	2018年6月15日	2019年6月14日
付与対象者の区分及び人数	当行の取締役 7名	当行の取締役 7名	当行の取締役 7名	当行の取締役 7名	当行の取締役 7名
新株予約権の数	170個（注1）	240個（注1）	280個（注1）	265個（注1）	290個（注1）
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数	普通株式 17,000株（注2）	普通株式 24,000株（注2）	普通株式 28,000株（注2）	普通株式 26,500株（注2）	普通株式 29,000株（注2）
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1円				
新株予約権の行使期間	2015年7月22日 ～2040年7月21日	2016年7月20日 ～2041年7月19日	2017年7月19日 ～2042年7月18日	2018年7月18日 ～2043年7月17日	2019年7月17日 ～2044年7月16日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 1,352円 資本組入額 676円	発行価格 731円 資本組入額 366円	発行価格 900円 資本組入額 450円	発行価格 889円 資本組入額 445円	発行価格 734円 資本組入額 367円
新株予約権の行使の条件	（注4）				
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当行の取締役会の承認を要することとする。				
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注5）				

（注） 1 新株予約権1個につき目的となる株式数 100株

2 新株予約権の目的となる株式の数

新株予約権の割当日後に当行が当行普通株式の株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式数についてのみ行われ、調整によって生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 株式分割・株式併合の比率

また、新株予約権の割当日後、当行が合併、会社分割（以上を総称して以下「合併等」という。）を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他新株予約権の目的となる株式数の調整を必要とする場合には、合併等又は株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で新株予約権の目的となる株式数を調整することができる。

3 新株予約権の行使の条件（2014年以前）

- (1) 新株予約権者は、新株予約権の行使時において、当行の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までに限り、新株予約権を行使できるものとする。ただし、新株予約権者が取締役の地位にある場合においても、割り当てられた新株予約権の権利を行使することができる期間満了の日から数えて365日に満たなくなった日以降においては権利行使することができる。
- (2) 以下の事項に該当する場合には、新株予約権者は、新株予約権を行使できないものとする。
 - ① 新株予約権の割当日から1年以内に取締役の職を自ら辞した場合
 - ② 次の事項に抵触して当行の取締役を解任された場合
 - A 重大な法令違反を犯した場合、もしくは故意または重大な過失により当行の方針に反する行為をした場合
 - B 当行の代表者の承諾なくして、取締役在任中に他社に雇用され、または他社の役員に就任した場合
 - C 当行の重要な機密を漏らし、業務上の関連で多額の金品を贈与し、またはこれを受けた場合、当行の体面を汚した場合、もしくは当行に多大な損害を与える行為をした場合
 - ③ 新株予約権者が、会社法第331条第1項第3号及び第4号に該当した場合
 - ④ 新株予約権者が、当行と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」の規定に違反した場合、もしくは新株予約権者が当行との間の信頼関係を著しく損なう行為を行なったと当行の取締役会が認めた場合
 - ⑤ 新株予約権者が、当行所定の書面により新株予約権の全部または一部を放棄する旨を申し出た場合
- (3) 新株予約権者が、新株予約権を行使する場合は、保有する全ての新株予約権を一度に行使するものとし、また、1個の新株予約権の一部の行使はできないものとする。
- (4) その他の条件については、当行と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」の定めるところによる。

4 新株予約権の行使の条件（2015年以降）

- (1) 新株予約権者は、新株予約権の行使時において、当行の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までに限り、新株予約権を行使できるものとする。ただし、新株予約権者が取締役の地位にある場合においても、割り当てられた新株予約権の権利を行使することができる期間満了の日から数えて365日に満たなくなった日以降においては権利行使することができる。
- (2) 以下の事項に該当する場合には、新株予約権者は、新株予約権を行使できないものとする。
 - ① 新株予約権の割当日から1年以内に取締役の職を自ら辞した場合
 - ② 次の事項に抵触して当行の取締役を解任された場合
 - A 重大な法令違反を犯した場合、又は故意若しくは重大な過失により当行の方針に反する行為をした場合
 - B 当行の代表者の承諾なくして、取締役在任中に他社に雇用され、又は他社の役員に就任した場合
 - C 当行の重要な機密を漏らし、業務上の関連で多額の金品を贈与し、若しくはこれを受けた場合、当行の体面を汚した場合、又は当行に多大な損害を与える行為をした場合
 - ③ 新株予約権者が、会社法第331条第1項第3号及び第4号に該当した場合
 - ④ 新株予約権者が、当行との間の信頼関係を著しく損なう行為を行なったと当行の取締役会が認めた場合
 - ⑤ 新株予約権者が、当行所定の書面により新株予約権の全部又は一部を放棄する旨を申し出た場合
- (3) 新株予約権者が、新株予約権を行使する場合は、保有する全ての新株予約権を一度に行使するものとし、また、1個の新株予約権の一部の行使はできないものとする。
- (4) 相続人による権利行使
 - ① 相続により新株予約権者の新株予約権を承継する者（以下「権利承継者」という。）は権利承継者の代表者を通じて、全員が共同して新株予約権に係る権利を行使するものとする。その場合は、各人が保有する全ての新株予約権を一度に行使するものとし、また1個の新株予約権の一部の行使はできないものとする。
 - ② 権利承継者は、新株予約権者が死亡した日の翌日から6ヶ月を経過するまでの間に限り新株予約権を行使できる。

5 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当行が、合併（当行が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社の新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数を交付するものとする。
- (2) 新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の種類及び数
新株予約権の目的となる株式の種類は再編対象会社の普通株式とし、新株予約権の行使により付与する再編対象会社普通株式の数は、組織再編行為の条件等を勘案の上、前記（注2）に準じて決定する。
- (3) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後行使価額に当該各新株予約権の目的となる株式数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される新株予約権を行使することにより付与を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。
- (4) 新株予約権を行使することができる期間
前記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、前記「新株予約権の行使期間」に定める期間の末日までとする。
- (5) 新株予約権の譲渡制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議（再編対象会社が取締役会設置会社でない場合には「取締役」とする。）による承認を要するものとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
前記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。

② 【その他の新株予約権等の状況】

当行は、会社法に基づき新株予約権付社債を発行しております。

当行は、2022年10月3日を効力発生日として、株式会社しずおかフィナンシャルグループの完全子会社となったことに伴い、当行が発行している新株予約権の新株予約権者に対し、当該新株予約権に代わり、中間会計期間末時点における新株予約権と同数の株式会社しずおかフィナンシャルグループの新株予約権を2022年10月3日付で交付しております。

このため、本半期報告書提出日の前月末現在の状況は記載しておりません。

2023年満期ユーロ米ドル建取得条項付転換社債型新株予約権付社債（2018年1月25日発行）	
決議年月日	2018年1月9日
新株予約権の数	3,000個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数	普通株式 21,773,842株（注1）
新株予約権の行使時の払込金額	13.778米ドル（注2）
新株予約権の行使期間	2018年2月8日～2023年1月11日（注3）
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	（注4）
新株予約権の行使の条件	（注5）
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権は、転換社債型新株予約権付社債に付されたものであり、本社債からの分離譲渡はできない。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注6）
新株予約権の行使の際に出資の目的とする財産の内容及び価額	（注7）
新株予約権付社債の残高	300,000千米ドル

（注）1 本新株予約権の目的である株式の種類及び内容は当行普通株式(単元株式数100株)とし、その行使により当行が当行普通株式を交付する数は、行使請求に係る本社債の額面金額の総額を(注)2記載の転換価額で除した数とする。但し、行使により生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。

2 (1) 各本新株予約権の行使に際しては、当該本新株予約権に係る本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、その額面金額と同額とする。

(2) 本新株予約権の行使時の払込金額(以下「転換価額」という。)は米ドル建とし、当初転換価額は、14.05米ドルとする。転換価額は、本新株予約権付社債の発行後、当行が当行普通株式の時価を下回る払込金額で当行普通株式を発行し又は当行の保有する当行普通株式を処分する場合、下記の算式により調整される。なお、下記の算式において、「既発行株式数」は当行の発行済普通株式(当行が保有するものを除く。)の総数をいう。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{発行又は処分株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{発行又は処分株式数}}$$

また、転換価額は、当行普通株式の分割又は併合、一定の剰余金の配当、当行普通株式の時価を下回る価額をもって当行普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されるものを含む。)の発行が行われる場合その他一定の事由が生じた場合にも適宜調整される。

3 (1) 本新株予約権付社債の要項に定めるクリーンアップ条項又は税制変更による繰上償還の規定に基づく本社債の繰上償還の場合は、償還日の東京における3営業日前の日まで(但し、本新株予約権付社債の要項に定める税制変更による本社債の繰上償還の場合に、繰上償還を受けないことが選択された本社債に係る本新株予約権及び本新株予約権付社債の要項に定める本新株予約権の行使請求に伴う本新株予約権付社債の取得に係る行使取得日が償還日の東京における2営業日前の日(同日を含む。))から償還日(同日を含まない。))までの間の日となる本社債に係る本新株予約権を除く。)、(2) 本新株予約権付社債の要項に定める本新株予約権の行使請求に伴う本新株予約権付社債の取得又は当行の判断による残存する本新株予約権付社債の取得がなされる場合は、本社債が消却される時まで、(3) 本新株予約権付社債の要項に定める組織再編等、上場廃止等又はスクイズアウトによる本社債の繰上償還の場合は、償還日の東京における3営業日前の日まで(但し、行使取得日が償還日の東京における3営業日前の日より後の日となる本社債に係る本新株予約権を除く。)、(4) 本新株予約権付社債の要項に定める本社債の買入消却がなされる場合は、本社債が消却される時まで、また(5) 本社債の期限の利益の喪失の場合は、期限の利益の喪失時までとする。上記いずれの場合も、2023年1月11日(行使請求受付場所現地時間)より後に本新株予約権を行使することはできない。

上記にかかわらず、本新株予約権の行使請求に係る預託日が、本社債の利息の支払に係る基準日から本新株予約権付社債の要項に定める利払日までの期間に当たる場合には、本新株予約権を行使することはできない。

また、本新株予約権付社債の要項に定める本新株予約権の行使請求に伴う本新株予約権付社債の取得の場合には、本新株予約権付社債の要項に従い、預託日(以下に定義する。)(同日を含まない。))から本新株予約権付社債の要項に定める本新株予約権の行使請求に伴う本新株予約権付社債の取得に係る行使取得日(同日を含む。))までの間は当該本新株予約権付社債に係る本新株予約権を行使することはできない。さらに、本新株予約権付社債の要項に定める当行の判断による残存する本新株予約権付社債の取得の場合には、2022年10月25日(同日を含まない。))から取得期日(同日を含む。))までの間は本新株予約権を行使することはできない。また、当行の本新株予約権付社債の要項に定める組織再編等を行うために必要であると当行が合理的に判断した場合には、(1)預託日が2022年10月25日(同日を含む。))までの日であるときは、組織再編等の効力発生日の直前の東京における営業日の前日から起算して35暦日前の日以降の日を開始し、組織再編等の効力発生日の翌日から起算して14日以内に終了する当行が指定する期間中、又は(2)預託日が2022年10月26日(同日を含む。))以降の日であるときは、組織再編等の効力発生日の翌日から起算して14日以内に終了する30日以内の当行が指定する期間中、本新株予約権を行使することはできない。

さらに、預託日が2022年10月25日(同日を含む。))までの日である場合には、(1)本新株予約権付社債の要項に定めるクリーンアップ条項若しくは税制変更による繰上償還の規定に従って償還通知がなされたときは、償還日の東京における3営業日前の日から起算して35暦日前の日(同日を含む。))から償還日(同日を含む。))までの間(但し、本新株予約権付社債の要項に定める税制変更による繰上償還の場合に、繰上償還を受けないことが選択された本社債に係る本新株予約権を除く。))又は(2)本新株予約権付社債の要項に定める組織再編等、上場廃止等若しくはスクイーズアウトによる繰上償還の規定に従って償還通知がなされたときは、当該償還通知がなされた日のルクセンブルク及び東京における3営業日後の日(同日を含まない。))から償還日(同日を含む。))までの間は、本新株予約権を行使することはできない。

また、預託日が2022年10月26日(同日を含む。))以降の日である場合には、本新株予約権の行使の効力が発生する日本における暦日(又は当該暦日が東京における営業日でない場合、その東京における翌営業日)が、当行の定める基準日又は社債、株式等の振替に関する法律第151条第1項に関連して株主を確定するために定められたその他の日(以下、当行の定める基準日と併せて「株主確定日」と総称する。))の東京における2営業日前の日(又は当該株主確定日が東京における営業日でない場合、その東京における3営業日前の日)(同日を含む。))から当該株主確定日(又は当該株主確定日が東京における営業日でない場合、その東京における翌営業日)(同日を含む。))までの期間に当たる場合、本新株予約権を行使することはできない。但し、社債、株式等の振替に関する法律に基づく振替制度を通じた新株予約権の行使に係る株式の交付に関する日本法、規制又は慣行が変更された場合、当行は、本段落による本新株予約権を行使することができる期間の制限を、当該変更を反映するために修正することができる。

なお、「預託日」とは、支払・新株予約権行使請求受付代理人に本新株予約権付社債券及びその他行使請求に必要な書類が預託され、かつ、その他行使請求に必要な条件(下記(注)5記載の条件を含む。))が満足された日をいう。

4 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

5 (1) 各本新株予約権の一部行使はできない。

(2) 2022年10月25日までは、本新株予約権付社債権者は、ある四半期の最後の取引日(以下に定義する。))に終了する20連続取引日において、当行普通株式の終値をそれぞれの取引日における為替レート(以下に定義する。))により米ドルに換算し0.1セント未満を四捨五入した金額が、当該最後の取引日において適用のある転換価額に、下記の表に記載される当該四半期において適用のある転換制限水準を乗じた金額(0.1セント未満を四捨五入)を超えた場合に限り、翌四半期の初日(但し、2018年1月1日に開始する四半期に関しては、2018年2月8日)から末日(但し、2022年10月1日に開始する四半期に関しては、2022年10月25日)までの期間において、本新株予約権を行使することができる。

四半期	転換制限水準
2018年12月31日までに終了する四半期	200%
2019年における四半期	180%
2020年における四半期	160%
2021年における四半期	140%
2022年における四半期	130%

但し、本(2)記載の本新株予約権の行使の条件は、下記①、②及び③の期間は適用されない。

- ① (i)ムーディーズ・ジャパン株式会社若しくはその承継格付機関(以下「ムーディーズ」という。))による当行の長期優先債務の格付がBaa3より低い期間、かかる格付が停止若しくは撤回されている期間、又はムーディーズによりかかる格付がなされなくなった期間であり、(ii)S&Pグローバル・レーティング・ジャパン株式会社若しくはその承継格付機関(以下「S&P」という。))による当行の長期優先債務の格付がBBB-より低い期間、かかる格付が停止若しくは撤回されている期間、又はS&Pによりかかる格付がなされなくなった期間であり、かつ、(iii)株式会社格付投資情報センター若しくはその承継格付機関(以下「R&I」という。))による当行の長期優先債務の格付がBBB-より低い期間、かかる格付が停止若しくは撤回されている期間、又はR&Iによりかかる格付がなされなくなった期間
- ② 当行が、本新株予約権付社債権者及び受託会社に対して、本社債の繰上償還の通知を行った日以後の期間(但し、本新株予約権付社債の要項に定める税制変更による繰上償還の場合に、繰上償還を受けないことが選択された本社債に係る本新株予約権を除く。))
- ③ 当行が組織再編等を行うにあたり、上記(注)3記載のとおり本新株予約権の行使を禁止しない限り、本新株予約権付社債の要項に従い本新株予約権付社債権者に対し当該組織再編等に関する通知を行った日(同日を含む。))から当該組織再編等の効力発生日(同日を含む。))までの期間

なお、一定の日における当行普通株式の「終値」とは、株式会社東京証券取引所におけるその日の当行普通株式の普通取引の終値をいう。また、「取引日」とは、株式会社東京証券取引所が開設されている日をいい、終値が発表されない日を含まない。さらに、一定の日における「為替レート」とは、当該日における直物外国為替レートをいい、当該日の午後3時(日本時間)現在のロイター・スクリーン・ページ「JPNU」(又は米ドル円の為替レートを表示する代替ページ)に表示される米ドル円直物外国為替レートの仲値により決定される。ロイター・スクリーン・ページに当該レートが表示されない場合には、本新株予約権付社債の要項に定める支払・新株予約権行使請求受付代理人が誠実かつ商業上合理的に決定したレートをいう。

- (3) 2022年10月25日までは、本新株予約権付社債権者は、預託日において入手可能な直近の当行普通株式の終値を当該預託日における為替レートにより米ドルに換算し0.1セント未満を四捨五入した金額が、当該預託日において適用のある転換価額を下回らない場合に限って、本新株予約権を行使することができる。
- 6 (1) 組織再編等が生じた場合、当行は、承継会社等(以下に定義する。)をして、本新株予約権付社債の要項に従って、本新株予約権付社債の主債務者としての地位を承継させ、かつ、本新株予約権に代わる新たな新株予約権を交付させるよう最善の努力をするものとする。但し、かかる承継及び交付については、①その時点で適用のある法律上実行可能であり、②そのための仕組みが既に構築されているか又は構築可能であり、かつ、③当行又は承継会社等が、当該組織再編等の全体から見て不合理な(当行がこれを判断する。)費用(租税を含む。)を負担せずに、それを実行することが可能であることを前提条件とする。かかる場合、当行は、また、承継会社等が当該組織再編等の効力発生日において日本の上場会社であるよう最善の努力をするものとする。本(1)に記載の当行の努力義務は、当行が受託会社に対して承継会社等が、当該組織再編等の効力発生日において、理由の如何を問わず、日本の上場会社であることを当行は予想していない旨の証明書を交付する場合、適用されない。
- 「承継会社等」とは、組織再編等における相手方であって、本新株予約権付社債及び/又は本新株予約権に係る当行の義務を引き受ける会社をいう。
- (2) 上記(1)の定めに従って交付される承継会社等の新株予約権の内容は下記のとおりとする。
- ① 新株予約権の数
当該組織再編等の効力発生日の直前において残存する本新株予約権付社債に係る本新株予約権の数と同一の数とする。
 - ② 新株予約権の目的である株式の種類
承継会社等の普通株式とする。
 - ③ 新株予約権の目的である株式の数
承継会社等の新株予約権の行使により交付される承継会社等の普通株式の数は、承継会社等が当該組織再編等の条件等を勘案のうえ、本新株予約権付社債の要項を参照して決定するほか、下記A又はBに従う。なお、転換価額は上記(注)2(2)と同様の調整に服する。
 - A 合併、株式交換又は株式移転の場合、当該組織再編等の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に得られる数の当行普通株式の保有者が当該組織再編等において受領する承継会社等の普通株式の数を、当該組織再編等の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに受領できるように、転換価額を定める。当該組織再編等に際して承継会社等の普通株式以外の証券又はその他の財産が交付されるときは、当該証券又は財産の価値を承継会社等の普通株式の時価で除して得られる数に等しい承継会社等の普通株式の数を併せて受領できるようにする。
 - B 上記以外の組織再編等の場合、当該組織再編等の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に本新株予約権付社債権者が得られるのと同等の経済的利益を、当該組織再編等の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに受領できるように、転換価額を定める。
 - ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額
承継会社等の新株予約権の行使に際しては、承継された本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、承継された本社債の額面金額と同額とする。
 - ⑤ 新株予約権を行使することができる期間
当該組織再編等の効力発生日(場合によりその14日後以内の日)から本新株予約権の行使期間の満了日までとする。
 - ⑥ その他の新株予約権の行使の条件
承継会社等の各新株予約権の一部行使はできないものとする。また、承継会社等の新株予約権の行使は、(注)5(2)及び(3)と同様の制限を受ける。
 - ⑦ 承継会社等による新株予約権付社債の取得
承継会社等は、承継会社等の新株予約権及び承継された社債を本新株予約権付社債の要項の定めに従い取得することができる。
 - ⑧ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金
承継会社等の新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。
 - ⑨ 組織再編等が生じた場合
承継会社等について組織再編等が生じた場合にも、本新株予約権付社債と同様の取り扱いを行う。
 - ⑩ その他
承継会社等の新株予約権の行使により生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。承継会社等の新株予約権は承継された本社債と分離して譲渡できない。
- (3) 当行は、上記(1)の定めに従い本社債及び信託証書に基づく当行の義務を承継会社等に引き受け又は承継させる場合、本新株予約権付社債の要項に定める一定の場合には保証を付すほか、本新株予約権付社債の要項に従う。

7 各本新株予約権の行使に際しては、当該本新株予約権に係る本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、その額面金額と同額とする。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の状況】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
2022年9月30日	—	595,129	—	90,845	—	54,884

(5) 【大株主の状況】

2022年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 (自己株式を 除く。)の 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町二丁目11番3号	81,806	14.49
日本生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内一丁目6番6号	29,745	5.27
明治安田生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内二丁目1番1号	29,117	5.16
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	東京都中央区晴海一丁目8番12号	23,272	4.12
住友生命保険相互会社	東京都中央区築地七丁目18番24号	13,070	2.31
株式会社三菱UFJ銀行	東京都千代田区丸の内二丁目7番1号	11,884	2.10
STATE STREET BANK WEST CLIENT - TREATY 505234 (常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部)	1776 HERITAGE DRIVE, NORTH QUINCY, MA 02171, U.S.A. (東京都港区港南二丁目15番1号品川インターシティA棟)	9,973	1.76
第一生命保険株式会社	東京都千代田区有楽町一丁目13番1号	9,525	1.68
第一三共株式会社	東京都中央区日本橋本町三丁目5番1号	8,315	1.47
スズキ株式会社	静岡県浜松市南区高塚町300番地	7,000	1.24
計	—	223,712	39.65

(注) 1 上記のほか当行所有の自己株式30,935千株があります。

2 2018年4月16日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書(変更報告書)において、株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループが2018年4月9日現在で以下の株式を保有している旨が記載されておりますが、当行としては2022年9月30日現在における実質所有株式数が確認できませんので、株主名簿上の所有株式数を上記大株主の状況に記載しております。なお、大量保有報告書の主な内容は以下のとおりであります。

大量保有者名称：株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ
保有株券等の数：39,828,639株
株券等保有割合：6.16%

3 2020年8月21日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書において、野村證券株式会社他共同保有者3名が2020年8月14日現在で以下の株式を保有している旨が記載されておりますが、当行としては2022年9月30日現在における実質所有株式数が確認できませんので、株主名簿上の所有株式数を上記大株主の状況に記載しております。なお、大量保有報告書の主な内容は以下のとおりであります。

大量保有者名称：野村證券株式会社(他共同保有者3名)
保有株券等の数：29,872,835株(共同保有者分を含む)
株券等保有割合：5.02%(共同保有者分を含む)

- 4 2021年6月21日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書において、ブラックロック・ジャパン株式会社他共同保有者6名が2021年6月15日現在で以下の株式を保有している旨が記載されておりますが、当行としては2022年9月30日現在における実質所有株式数が確認できませんので、株主名簿上の所有株式数を上記大株主の状況に記載しております。なお、大量保有報告書の主な内容は以下のとおりであります。
 大量保有者名称：ブラックロック・ジャパン株式会社（他共同保有者6名）
 保有株券等の数：29,779,007株（共同保有者分を含む）
 株券等保有割合：5.00%（共同保有者分を含む）
- 5 2021年7月7日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書（変更報告書）において、株式会社みずほ銀行他共同保有者3名が2021年6月30日現在で以下の株式を保有している旨が記載されておりますが、当行としては2022年9月30日現在における実質所有株式数が確認できませんので、株主名簿上の所有株式数を上記大株主の状況に記載しております。なお、大量保有報告書の主な内容は以下のとおりであります。
 大量保有者名称：株式会社みずほ銀行（他共同保有者3名）
 保有株券等の数：24,121,311株（共同保有者分を含む）
 株券等保有割合：4.00%（共同保有者分を含む）
- 6 2022年4月6日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書において、三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社他共同保有者1名が2022年3月31日現在で以下の株式を保有している旨が記載されておりますが、当行としては2022年9月30日現在における実質所有株式数が確認できませんので、株主名簿上の所有株式数を上記大株主の状況に記載しております。なお、大量保有報告書の主な内容は以下のとおりであります。
 大量保有者名称：三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社（他共同保有者1名）
 保有株券等の数：29,825,900株（共同保有者分を含む）
 株券等保有割合：5.01%（共同保有者分を含む）

(6) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2022年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	30,935,400	—	当行保有の普通株式
完全議決権株式(その他)	563,887,300	5,638,873	普通株式
単元未満株式	306,369	—	普通株式
発行済株式総数	595,129,069	—	—
総株主の議決権	—	5,638,873	—

(注) 「単元未満株式」の欄には、自己株式が52株含まれております。

② 【自己株式等】

2022年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社静岡銀行	静岡市葵区呉服町一丁目10番地	30,935,400	—	30,935,400	5.19
計	—	30,935,400	—	30,935,400	5.19

2 【役員 の 状 況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、半期報告書の提出日までの役員の変動は、次のとおりであります。

(1) 新任役員

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)	就任年月日
取締役	滝澤聡康	1965年1月20日生	1987年4月 当行入行 2003年6月 富士中央支店 営業グループ統括課長 2005年6月 リスク統括部 オペレーショナルリスクグループ長 2009年10月 事務サポート部 事務企画グループ長 2015年6月 事務サポート部長 2017年6月 理事事務サポート部長 2018年6月 執行役員事務サポート部長 2021年6月 常務執行役員事務サポート部長 2022年10月 取締役常務執行役員（現職）	(注1)	— (12)	2022年10月3日

- (注) 1 取締役の任期は、2022年10月3日より、2023年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
2 2022年10月3日付で当行単独による株式移転により持株会社（完全親会社）である「株式会社しずおかフィナンシャルグループ」を設立しております。
3 「所有株式数」は、異動の日である2022年10月3日における株式数を記載しております。なお、「所有株式数」欄の（ ）内は、2022年10月3日時点で保有している、当行の持株会社（完全親会社）である株式会社しずおかフィナンシャルグループの株式数であります。

(2) 退任役員

役職名	氏名	退任年月日
取締役	清川公一	2022年10月2日
取締役（非常勤）	藤沢久美	2022年10月2日
取締役（非常勤）	伊藤元重	2022年10月2日
取締役（非常勤）	坪内和人	2022年10月2日
取締役（非常勤）	稲野和利	2022年10月2日
監査役（非常勤）	牛尾奈緒美	2022年10月2日

(3) 役職の変動

新役職名	旧役職名	氏名	異動年月日
取締役 (会長)	代表取締役 (会長) CEO	中西勝則	2022年10月3日
代表取締役 (頭取)	代表取締役 (副頭取) CFO	八木稔	2022年10月3日
代表取締役 (専務執行役員)	取締役 (専務執行役員)	福島豊	2022年10月3日
取締役	代表取締役 (頭取) COO	柴田久	2022年10月3日

(4) 異動後の役員の男女別人数及び女性の比率

男性9名 女性0名（役員のうち女性の比率0%）

（注）当行は1999年4月1日より執行役員制度を導入しております。前事業年度の有価証券報告書の提出後、半期報告書の提出日までの執行役員（取締役を兼務する執行役員を除く）の異動は次のとおりであります。

（新任執行役員）

役職名	氏名	異動年月日
執行役員	渥 美 透	2022年10月3日
執行役員	有 海 隆 之	2022年10月3日

第5 【経理の状況】

- 1 当行の中間連結財務諸表は、「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（1999年大蔵省令第24号）に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」（1982年大蔵省令第10号）に準拠しております。
- 2 当行の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（1977年大蔵省令第38号）に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」（1982年大蔵省令第10号）に準拠しております。
- 3 当行は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、中間連結会計期間（自 2022年4月1日 至 2022年9月30日）の中間連結財務諸表及び中間会計期間（自 2022年4月1日 至 2022年9月30日）の中間財務諸表について、有限責任監査法人トーマツの中間監査を受けております。

1 【中間連結財務諸表等】

(1) 【中間連結財務諸表】

① 【中間連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2022年3月31日)	当中間連結会計期間 (2022年9月30日)
資産の部		
現金預け金	※4 2,275,851	※4 1,128,754
コールローン及び買入手形	71,382	81,980
買入金銭債権	38,352	43,385
特定取引資産	※4 14,756	11,627
金銭の信託	104,800	104,800
有価証券	※1, ※2, ※4, ※7 2,337,933	※1, ※2, ※4, ※7 2,643,357
貸出金	※2, ※3, ※4, ※5 9,502,197	※2, ※3, ※4, ※5 9,832,716
外国為替	※2, ※3 11,176	※2, ※3 7,949
リース債権及びリース投資資産	82,847	82,547
その他資産	※2, ※4 333,157	※2, ※4 232,054
有形固定資産	※6 54,790	※6 53,749
無形固定資産	46,574	43,680
退職給付に係る資産	14,309	14,974
繰延税金資産	3,283	3,156
支払承諾見返	※2 80,241	※2 109,859
貸倒引当金	△53,382	△55,572
投資損失引当金	△44	△49
資産の部合計	14,918,227	14,338,972
負債の部		
預金	※4 11,399,949	※4 11,409,677
譲渡性預金	157,266	63,912
コールマネー及び売渡手形	177,528	59,010
売現先勘定	※4 296,764	※4 300,015
債券貸借取引受入担保金	※4 72,701	※4 20,419
特定取引負債	3,329	6,914
借入金	※4 1,364,889	※4 914,377
外国為替	2,402	1,774
社債	37,118	43,521
新株予約権付社債	36,717	43,443
信託勘定借	198	160
その他負債	130,214	183,835
退職給付に係る負債	3,768	3,731
役員退職慰労引当金	383	318
睡眠預金払戻損失引当金	845	626
偶発損失引当金	1,255	1,279
ポイント引当金	417	471
特別法上の引当金	11	11
繰延税金負債	63,976	65,315
支払承諾	80,241	109,859
負債の部合計	13,829,979	13,228,674

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2022年3月31日)	当中間連結会計期間 (2022年9月30日)
純資産の部		
資本金	90,845	90,845
資本剰余金	54,884	54,886
利益剰余金	769,036	789,628
自己株式	△29,030	△28,987
株主資本合計	885,735	906,373
その他有価証券評価差額金	193,717	191,261
繰延ヘッジ損益	223	4,407
為替換算調整勘定	4,226	4,263
退職給付に係る調整累計額	2,637	2,313
その他の包括利益累計額合計	200,804	202,246
新株予約権	318	272
非支配株主持分	1,388	1,405
純資産の部合計	1,088,247	1,110,298
負債及び純資産の部合計	14,918,227	14,338,972

② 【中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書】

【中間連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2022年4月1日 至 2022年9月30日)
経常収益	116,237	139,362
資金運用収益	62,915	72,350
(うち貸出金利息)	48,809	54,559
(うち有価証券利息配当金)	13,269	15,690
信託報酬	0	0
役務取引等収益	36,689	37,424
特定取引収益	1,964	2,373
その他業務収益	4,863	14,325
その他経常収益	※1 9,804	※1 12,888
経常費用	82,855	100,447
資金調達費用	3,036	12,118
(うち預金利息)	1,028	5,298
役務取引等費用	20,952	18,372
その他業務費用	2,274	14,798
営業経費	※2 49,845	※2 48,424
その他経常費用	※3 6,745	※3 6,733
経常利益	33,381	38,915
特別利益	5,494	185
固定資産処分益	0	185
関係会社株式売却益	5,494	—
特別損失	66	206
固定資産処分損	66	206
税金等調整前中間純利益	38,809	38,893
法人税、住民税及び事業税	10,284	10,848
法人税等調整額	953	△218
法人税等合計	11,238	10,630
中間純利益	27,571	28,263
非支配株主に帰属する中間純利益	41	54
親会社株主に帰属する中間純利益	27,529	28,208

【中間連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2022年4月1日 至 2022年9月30日)
中間純利益	27,571	28,263
その他の包括利益	12,325	1,405
その他有価証券評価差額金	11,562	△2,089
繰延ヘッジ損益	604	4,184
為替換算調整勘定	138	△937
退職給付に係る調整額	16	△324
持分法適用会社に対する持分相当額	2	573
中間包括利益	39,896	29,669
(内訳)		
親会社株主に係る中間包括利益	39,855	29,650
非支配株主に係る中間包括利益	41	19

③ 【中間連結株主資本等変動計算書】

前中間連結会計期間(自 2021年4月1日 至 2021年9月30日)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	90,845	54,884	743,157	△20,371	868,516
会計方針の変更による累積的影響額			△662		△662
会計方針の変更を反映した当期首残高	90,845	54,884	742,495	△20,371	867,853
当中間期変動額					
剰余金の配当			△8,036		△8,036
親会社株主に帰属する中間純利益			27,529		27,529
自己株式の取得				△8,759	△8,759
自己株式の処分			△6	100	94
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)					
当中間期変動額合計	—	—	19,486	△8,658	10,827
当中間期末残高	90,845	54,884	761,981	△29,030	878,681

	その他の包括利益累計額					新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	231,196	△98	1,212	2,800	235,111	330	1,419	1,105,378
会計方針の変更による累積的影響額								△662
会計方針の変更を反映した当期首残高	231,196	△98	1,212	2,800	235,111	330	1,419	1,104,715
当中間期変動額								
剰余金の配当								△8,036
親会社株主に帰属する中間純利益								27,529
自己株式の取得								△8,759
自己株式の処分								94
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	11,587	598	124	16	12,325	△12	38	12,351
当中間期変動額合計	11,587	598	124	16	12,325	△12	38	23,179
当中間期末残高	242,784	499	1,337	2,816	247,437	318	1,458	1,127,895

当中間連結会計期間(自 2022年 4月 1日 至 2022年 9月30日)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	90,845	54,884	769,036	△29,030	885,735
当中間期変動額					
剰余金の配当			△7,615		△7,615
親会社株主に帰属する 中間純利益			28,208		28,208
自己株式の取得				△0	△0
自己株式の処分		2		42	45
株主資本以外の項目の 当中間期変動額 (純額)					
当中間期変動額合計	—	2	20,592	42	20,637
当中間期末残高	90,845	54,886	789,628	△28,987	906,373

	その他の包括利益累計額					新株予約権	非支配 株主持分	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	為替換算 調整勘定	退職給付に 係る 調整累計額	その他の包括 利益累計額 合計			
当期首残高	193,717	223	4,226	2,637	200,804	318	1,388	1,088,247
当中間期変動額								
剰余金の配当								△7,615
親会社株主に帰属する 中間純利益								28,208
自己株式の取得								△0
自己株式の処分								45
株主資本以外の項目の 当中間期変動額 (純額)	△2,455	4,184	37	△324	1,441	△45	16	1,413
当中間期変動額合計	△2,455	4,184	37	△324	1,441	△45	16	22,050
当中間期末残高	191,261	4,407	4,263	2,313	202,246	272	1,405	1,110,298

④ 【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2022年4月1日 至 2022年9月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前中間純利益	38,809	38,893
減価償却費	9,606	9,008
持分法による投資損益 (△は益)	△2,396	△313
貸倒引当金の増減 (△)	△1,003	2,189
投資損失引当金の増減額 (△は減少)	△0	5
退職給付に係る資産の増減額 (△は増加)	△992	△665
退職給付に係る負債の増減額 (△は減少)	△136	△37
役員退職慰労引当金の増減額 (△は減少)	△33	△65
睡眠預金払戻損失引当金の増減 (△)	226	△219
偶発損失引当金の増減額 (△は減少)	△50	23
ポイント引当金の増減額 (△は減少)	88	53
資金運用収益	△62,915	△72,350
資金調達費用	3,036	12,118
有価証券関係損益 (△)	△8,934	△1,964
金銭の信託の運用損益 (△は運用益)	△33	△46
固定資産処分損益 (△は益)	66	21
特定取引資産の純増 (△) 減	△124	3,129
特定取引負債の純増減 (△)	△200	3,584
貸出金の純増 (△) 減	7,894	△227,666
預金の純増減 (△)	173,324	△101,678
譲渡性預金の純増減 (△)	51,856	△103,823
借入金の純増減 (△)	125,402	△461,886
預け金 (日銀預け金を除く) の純増 (△) 減	999	△4,764
コールローン等の純増 (△) 減	△15,138	△8,513
買入金銭債権の純増 (△) 減	△3,581	△5,033
コールマネー等の純増減 (△)	65,541	△130,286
売現先勘定の純増減 (△)	△127,675	△51,111
債券貸借取引受入担保金の純増減 (△)	40,509	△63,785
外国為替 (資産) の純増 (△) 減	4,992	3,488
外国為替 (負債) の純増減 (△)	△212	△628
リース債権及びリース投資資産の純増 (△) 減	1,527	29
普通社債発行及び償還による増減 (△)	△186	△394
信託勘定借の純増減 (△)	△11	△37
資金運用による収入	62,335	70,004
資金調達による支出	△3,258	△8,825
その他	1,088	12,859
小計	360,417	△1,088,685
法人税等の支払額	△13,557	△4,504
営業活動によるキャッシュ・フロー	346,860	△1,093,190

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2022年4月1日 至 2022年9月30日)
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	△960,744	△1,355,970
有価証券の売却による収入	768,522	1,212,197
有価証券の償還による収入	83,925	74,996
金銭の信託の増加による支出	△700	—
有形固定資産の取得による支出	△2,058	△1,724
無形固定資産の取得による支出	△5,105	△2,973
有形固定資産の売却による収入	242	641
持分法適用関連会社株式の売却による収入	8,263	—
投資活動によるキャッシュ・フロー	△107,653	△72,832
財務活動によるキャッシュ・フロー		
配当金の支払額	△8,018	△7,597
非支配株主への配当金の支払額	△2	△2
自己株式の取得による支出	△8,759	△0
自己株式の売却による収入	0	0
財務活動によるキャッシュ・フロー	△16,779	△7,600
現金及び現金同等物に係る換算差額	0	3
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	222,427	△1,173,619
現金及び現金同等物の期首残高	1,917,339	2,129,843
現金及び現金同等物の中間期末残高	※1 2,139,766	※1 956,224

【注記事項】

(中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社 13社

主要な会社名

静銀経営コンサルティング株式会社

静銀リース株式会社

欧州静岡銀行(Shizuoka Bank(Europe) S.A.)

(2) 非連結子会社 17社

主要な会社名

静岡中小企業支援5号投資事業有限責任組合

非連結子会社は、その資産、経常収益、中間純損益(持分に見合う額)、利益剰余金(持分に見合う額)及びその他の包括利益累計額(持分に見合う額)等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。

(3) 他の会社等の議決権(業務執行権)の過半数を自己の計算において所有しているにもかかわらず子会社としなかった当該他の会社等 4社

沼津石材株式会社 ほか

投資事業等を営む連結子会社が投資育成等を図りキャピタルゲイン獲得を目的等とする営業取引として株式等を所有しているものであり、傘下に入れる目的ではないことから、子会社として取り扱っておりません。

2 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用の非連結子会社

該当ありません。

(2) 持分法適用の関連会社 3社

会社名

静銀セゾンカード株式会社

マネックスグループ株式会社

コモンズ投信株式会社

(3) 持分法非適用の非連結子会社 17社

主要な会社名

静岡中小企業支援5号投資事業有限責任組合

(4) 持分法非適用の関連会社 2社

主要な会社名

しずおか事業承継・事業継続支援ファンド投資事業有限責任組合

持分法非適用の非連結子会社及び関連会社は、中間純損益(持分に見合う額)、利益剰余金(持分に見合う額)及びその他の包括利益累計額(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても中間連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。

(5) 他の会社等の議決権(業務執行権)の100分の20以上、100分の50以下を自己の計算において所有しているにもかかわらず関連会社としなかった当該他の会社等 9社

富士の国乳業株式会社

メガバス株式会社

株式会社はままつメディカルソリューションズ

株式会社フォレスト

つづくみらいエナジー株式会社 ほか

投資事業等を営む連結子会社が投資育成等を図りキャピタルゲイン獲得を目的等とする営業取引として株式等を所有しているものであり、傘下に入れる目的ではないことから、関連会社として取り扱っておりません。

3 連結子会社の中間決算日等に関する事項

連結子会社の中間決算日は次のとおりであります。

9月末日 13社

4 会計方針に関する事項

(1) 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準

金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的(以下「特定取引目的」という。)の取引については、取引の約定時点を基準とし、中間連結貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を中間連結損益計算

書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。

特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については中間連結決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については中間連結決算日において決済したものとみなした額により行っております。

また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当中間連結会計期間中の受払利息等に、有価証券及び金銭債権等については前連結会計年度末と当中間連結会計期間末における評価損益の増減額を、派生商品については前連結会計年度末と当中間連結会計期間末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。

なお、派生商品については、特定の信用リスクに関して金融資産及び金融負債を相殺した後の正味の資産又は負債を基礎として、当該金融資産及び金融負債のグループを単位とした時価を算定しております。

(2) 有価証券の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券については時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、ただし市場価格のない株式等については、移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

② 金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は、(2)①と同じ方法により行っております。

(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引（特定取引目的の取引を除く）の評価は、時価法により行っております。

なお、特定の信用リスクに関して金融資産及び金融負債を相殺した後の正味の資産又は負債を基礎として、当該金融資産及び金融負債のグループを単位とした時価を算定しております。

(4) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

当行の有形固定資産は、主として定率法（ただし、2016年4月1日以後に取得した構築物については定額法）を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物 3年～50年

その他 2年～20年

連結子会社の有形固定資産については、主として税法基準による定率法により償却しております。

② 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行及び連結子会社で定める利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外の場合は零としております。

(5) 貸倒引当金の計上基準

当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、以下に定める債務者区分に応じて、次のとおり計上しております。

破綻先 : 破産、特別清算等、法的又は形式的に経営破綻の事実が発生している債務者

実質破綻先 : 破綻先と実質的に同等の状況にある債務者

破綻懸念先 : 現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者

要注意先 : 貸出条件や返済履行状況に問題があり、業況が低調または不安定で、今後の管理に注意を要する債務者

要管理先 : 要注意先のうち債権の全部または一部が要管理債権（貸出条件緩和債権及び三月以上延滞債権）である債務者

正常先 : 業況が良好であり、かつ財務内容にも特段の問題がないと認められる債務者

① 破綻先に係る債権及び実質破綻先に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。

② 破綻懸念先に係る債権のうち、与信額が一定額以上の大口債務者に対する債権で、元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当初の約定利率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により貸倒引当金を計上しております。これ以外の債務者に対する債権については、主に債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額に対する過去の一定期間における貸倒実績率の平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えた予想損失率により貸倒引当金を計上しております。

③ 要管理先及び要注先のうち、与信額が一定額以上の大口債務者に対する債権で、元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができる債権については、キャッシュ・フロー見積法により貸倒引当金を計上しております。

④ 上記①～③以外の債務者（正常先・要注先・要管理先）に対する債権については、過去の一定期間における貸倒実績率の平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えた予想損失率により貸倒引当金を計上しております。

（注）1 貸倒実績率の算出におけるグルーピング

貸倒実績率の算出は、消費者ローン先と事業性貸出先に区分したうえで、事業性貸出先は、正常先2区分（正常先上位、正常先下位）、要注先3区分（要注先上位、要注先下位、要管理先）、破綻懸念先1区分に区分し、計7区分で行っております。

2 今後の予想損失額を見込む一定期間

債権の平均残存期間に対応する期間の予想損失率を見込み、貸倒引当金を計上しております（平均残存期間は、消費者ローン先は約7年間、事業性貸出先のうち上記④の正常先は約3～4年、要注先は約3年、要管理先は約4年、上記②の破綻懸念先は約4年となっております）。

3 将来見込み等による予想損失率の修正について

当連結会計年度は要管理先について、予想損失率の修正を実施しておりますが、貸倒引当金への影響は軽微であります。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ計上しております。

(6) 投資損失引当金の計上基準

投資損失引当金は、投資等について将来発生する可能性のある損失に備えるため、投資先の財政状態等を勘案し、必要と認められる金額を計上しております。

(7) 役員退職慰労引当金の計上基準

役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当中間連結会計期間末までに発生していると認められる額を計上しております。

(8) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準

当行の睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り、必要と認める額を計上しております。

(9) 偶発損失引当金の計上基準

当行の偶発損失引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、将来発生する可能性のある信用保証協会への負担金支払見込額を計上しております。

(10) ポイント引当金の計上基準

ポイント引当金は、クレジットカード会員に付与したポイントが将来使用された場合の負担に備え、将来使用される見込額を合理的に見積り、必要と認められる額を計上しております。

(11) 特別法上の引当金の計上基準

特別法上の引当金は、金融商品取引法第46条の5第1項に定める金融商品取引責任準備金であり、有価証券またはデリバティブ取引等の事故による損失に備えるため、国内連結子会社が金融商品取引業等に関する内閣府令第175条の規定に定めるところにより算出した額を計上しております。

(12) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額の期間帰属方法については給付算定式基準によっております。また、数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

数理計算上の差異

各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（主として10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌連結会計年度から損益処理

なお、一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る当中間連結会計期間末の自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(13) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

当行の外貨建資産・負債及び海外支店勘定は、主として中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

連結子会社の外貨建資産・負債については、それぞれの中間決算日等の為替相場により換算しております。

(14) リース取引の収益・費用の計上基準

ファイナンス・リース取引に係る収益・費用の計上基準については、リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法によっております。

(15) 重要なヘッジ会計の方法

(イ) 金利リスク・ヘッジ

当行の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第24号 2022年3月17日。以下「業種別委員会実務指針第24号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の残存期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。

なお、一部の資産・負債については、金利スワップの特例処理を行っております。

(ロ) 為替変動リスク・ヘッジ

当行の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第25号 2020年10月8日。以下「業種別委員会実務指針第25号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

また、外貨建その他有価証券（債券以外）の為替変動リスクをヘッジするため、事前にヘッジ対象となる外貨建有価証券の銘柄を特定し、当該外貨建有価証券について外貨ベースで取得原価以上の直先負債が存在していること等を条件に包括ヘッジとして時価ヘッジを適用しております。

(16) 中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、中間連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び日本銀行への預け金であります。

(会計方針の変更)

(時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。）を当中間連結会計期間の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。当中間連結会計期間における影響はありません。

なお、「金融商品関係」注記の金融商品の時価等及び時価のレベルごとの内訳等に関する事項における投資信託に関する注記事項においては、時価算定会計基準適用指針第27-3項に従って、前連結会計年度に係るものについては記載しておりません。

(追加情報)

(新型コロナウイルス感染症に関する会計上の見積り)

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う経済活動停滞等による貸出先の返済能力への影響等が懸念されますが、政府や自治体の経済対策や金融機関による支援等により、債務者区分等への大きな影響はないとの仮定を置いたうえで、貸倒引当金を算定しております。

新型コロナウイルス感染症の状況を含む債務者の経営環境等の変化により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、債務者区分、キャッシュ・フローの見積りまたは予想損失率の変更により引当額が増減し、連結財務諸表に重要な影響を与える可能性があります。なお、新型コロナウイルス感染症の影響に関する仮定については、前連結会計年度の有価証券報告書における（重要な会計上の見積り）に記載した内容から重要な変更を行っておりません。

(中間連結貸借対照表関係)

※1 非連結子会社及び関連会社の株式又は出資金の総額

	前連結会計年度 (2022年3月31日)	当中間連結会計期間 (2022年9月30日)
株式	19,593百万円	20,068百万円
出資金	2,572百万円	2,964百万円

※2 銀行法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、中間連結貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。）であります。

	前連結会計年度 (2022年3月31日)	当中間連結会計期間 (2022年9月30日)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	17,425百万円	16,606百万円
危険債権額	68,961百万円	78,476百万円
三月以上延滞債権額	353百万円	208百万円
貸出条件緩和債権額	13,777百万円	13,372百万円
合計額	100,517百万円	108,664百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

※3 手形割引は、業種別委員会実務指針第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2022年3月31日)	当中間連結会計期間 (2022年9月30日)
	18,439百万円	16,622百万円

※4 担保に供している資産は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2022年3月31日)	当中間連結会計期間 (2022年9月30日)
担保に供している資産		
特定取引資産	2,999百万円	一百万円
有価証券	1,104,080百万円	786,185百万円
貸出金	817,620百万円	781,998百万円
その他資産	96,766百万円	5,122百万円
計	2,021,466百万円	1,573,305百万円

担保資産に対応する債務

預金	45,865百万円	14,276百万円
売現先勘定	296,764百万円	300,015百万円
債券貸借取引受入担保金	72,701百万円	20,419百万円
借入金	1,325,129百万円	874,114百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、次のものを差し入れております。

	前連結会計年度 (2022年3月31日)	当中間連結会計期間 (2022年9月30日)
有価証券	19,821百万円	22,371百万円
預け金	244百万円	289百万円
その他資産	5,750百万円	一百万円

また、その他資産には、保証金、金融商品等差入担保金及び中央清算機関差入証拠金が含まれておりますが、その金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2022年3月31日)	当中間連結会計期間 (2022年9月30日)
保証金	1,943百万円	1,875百万円
金融商品等差入担保金	9,631百万円	23,153百万円
中央清算機関差入証拠金	60,800百万円	60,800百万円

※5 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2022年3月31日)	当中間連結会計期間 (2022年9月30日)
融資未実行残高	1,850,675百万円	1,742,683百万円
うち契約残存期間が1年以内のもの	1,729,933百万円	1,624,773百万円

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行及び連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内（社内）手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

※6 有形固定資産の減価償却累計額

	前連結会計年度 (2022年3月31日)	当中間連結会計期間 (2022年9月30日)
減価償却累計額	119,521百万円	118,448百万円

※7 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額

	前連結会計年度 (2022年3月31日)	当中間連結会計期間 (2022年9月30日)
	30,088百万円	28,168百万円

8 元本補填契約のある信託の元本金額は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2022年3月31日)	当中間連結会計期間 (2022年9月30日)
金銭信託	198百万円	160百万円

(中間連結損益計算書関係)

※1 その他経常収益には、次のものを含んでおります。

	前中間連結会計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2022年4月1日 至 2022年9月30日)
株式等売却益	3,476百万円	9,341百万円
持分法による投資利益	2,396百万円	313百万円

※2 営業経費には、次のものを含んでおります。

	前中間連結会計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2022年4月1日 至 2022年9月30日)
給料・手当	16,298百万円	17,083百万円
減価償却費	9,038百万円	8,522百万円

※3 その他経常費用には、次のものを含んでおります。

	前中間連結会計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2022年4月1日 至 2022年9月30日)
貸倒引当金繰入額	3,297百万円	3,652百万円

(中間連結株主資本等変動計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年9月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位:千株)

	当連結会計年度 期首株式数	当中間連結会計 期間増加株式数	当中間連結会計 期間減少株式数	当中間連結会計 期間末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	595,129	—	—	595,129	
合計	595,129	—	—	595,129	
自己株式					
普通株式	21,086	10,000	106	30,980	(注)1、2
合計	21,086	10,000	106	30,980	

(注) 1 自己株式の株式数の増加10,000千株は、自己株式の取得等による増加であります。

2 自己株式の株式数の減少106千株は、譲渡制限付株式報酬としての処分90千株及びストックオプションの権利行使15千株等による減少であります。

2. 新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の 内訳	新株予約権の 目的となる 株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)			当中間連結 会計期間末 残高 (百万円)
			当連結会計 年度期首	当中間連結会計期間		
				増加	減少	
当行	ストック・オブ ションとしての 新株予約権		—		318	
合計			—		318	

3. 配当に関する事項

(1) 当中間連結会計期間中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2021年6月18日 定時株主総会	普通株式	8,036	14	2021年3月31日	2021年6月21日

(2) 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2021年11月8日 取締役会	普通株式	7,051	利益剰余金	12.5	2021年9月30日	2021年12月10日

当中間連結会計期間（自 2022年4月1日 至 2022年9月30日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	当連結会計年度 期首株式数	当中間連結会計 期間増加株式数	当中間連結会計 期間減少株式数	当中間連結会計 期間末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	595,129	—	—	595,129	
合計	595,129	—	—	595,129	
自己株式					
普通株式	30,980	0	45	30,935	(注) 1、2
合計	30,980	0	45	30,935	

(注) 1 自己株式の株式数の増加0千株は、単元未満株式の買取請求による増加であります。

2 自己株式の株式数の減少45千株は、ストックオプションの権利行使45千株等による減少であります。

2. 新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の 内訳	新株予約権の 目的となる 株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)			当中間連結 会計期間末 残高 (百万円)
			当連結会計 年度期首	当中間連結会計期間		
				増加	減少	
当行	ストック・オプ ションとしての 新株予約権			—		272
合計				—		272

3. 配当に関する事項

(1) 当中間連結会計期間中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2022年6月17日 定時株主総会	普通株式	7,615	13.5	2022年3月31日	2022年6月20日

(2) 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2022年11月7日 取締役会	普通株式	8,462	利益剰余金	15	2022年9月30日	2022年12月9日

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※1 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前中間連結会計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2022年4月1日 至 2022年9月30日)
現金預け金勘定	2,320,927 百万円	1,128,754 百万円
預け金(日銀預け金を除く)	△181,161 百万円	△172,530 百万円
現金及び現金同等物	2,139,766 百万円	956,224 百万円

(リース取引関係)

(借手側)

オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2022年3月31日)	当中間連結会計期間 (2022年9月30日)
1年内	743	611
1年超	752	780
合計	1,496	1,392

(貸手側)

1 ファイナンス・リース取引

(1) リース投資資産の内訳

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2022年3月31日)	当中間連結会計期間 (2022年9月30日)
リース料債権部分	81,172	81,214
見積残存価額部分	3,190	3,219
受取利息相当額	△6,746	△6,712
合計	77,616	77,721

(2) リース債権及びリース投資資産に係るリース料債権部分の金額の回収期日別内訳

前連結会計年度 (2022年3月31日)

(単位：百万円)

	リース債権	リース投資資産に係る リース料債権部分
1年内	1,330	22,191
1年超2年内	1,126	18,076
2年超3年内	891	14,107
3年超4年内	589	10,196
4年超5年内	416	8,079
5年超	1,250	8,521
合計	5,604	81,172

当中間連結会計期間 (2022年9月30日)

(単位：百万円)

	リース債権	リース投資資産に係る リース料債権部分
1年内	1,311	22,456
1年超2年内	1,068	17,905
2年超3年内	759	13,990
3年超4年内	533	11,735
4年超5年内	403	6,282
5年超	1,086	8,841
合計	5,162	81,214

2 オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2022年3月31日)	当中間連結会計期間 (2022年9月30日)
1年内	505	473
1年超	732	628
合計	1,238	1,101

(金融商品関係)

金融商品の時価等及び時価のレベルごとの内訳等に関する事項

中間連結貸借対照表計上額（連結貸借対照表計上額）、時価及びこれらの差額、レベルごとの時価は、次のとおりであります。

なお、市場価格のない株式等及び組合出資金は、次表には含めておりません（注3参照）。また、「中間連結貸借対照表計上額（連結貸借対照表計上額）」の重要性が乏しい科目については注記を省略しております。

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

- レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産または負債に関する相場価格により算定した時価
- レベル2の時価：観察可能な時価に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価
- レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で中間連結貸借対照表（連結貸借対照表）に計上している金融商品

前連結会計年度(2022年3月31日)

(単位:百万円)

	連結貸借対照表計上額			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
特定取引資産				
売買目的有価証券	62	10,469	—	10,532
国債	62	—	—	62
地方債	—	533	—	533
社債	—	9,936	—	9,936
株式	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
うち外国債券	—	—	—	—
有価証券				
その他有価証券(*1)	1,024,344	836,983	139,484	2,000,812
国債	600,379	—	—	600,379
地方債	—	196,601	—	196,601
社債	—	216,780	139,459	356,239
株式	382,363	4,912	—	387,275
その他	41,602	418,688	25	460,315
うち外国債券	41,602	418,595	—	460,197
資産計	1,024,407	847,452	139,484	2,011,345
デリバティブ取引(*2)(*3)(*4)				
金利関連	—	1,632	—	1,632
通貨関連	—	△9,722	—	△9,722
株式関連	—	—	—	—
債券関連	—	—	—	—
デリバティブ取引計	—	△8,089	—	△8,089

(*1) 時価算定会計基準適用指針第26項に定める経過措置を適用した投資信託については、上表には含めておりません。

連結貸借対照表における当該投資信託の金額は164,632百万円であります。

(*2) 特定取引資産・負債及びその資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。

デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、△で表示しております。

なお、金利スワップの特例処理を適用するものはヘッジ対象取引と一体で評価するためデリバティブ取引から控除しております。

(*3) デリバティブ取引のうち、ヘッジ会計を適用している取引の連結貸借対照表計上額は△14,638百万円であります。

(*4) ヘッジ対象である貸出金等の相場変動リスクまたは為替変動リスクの減殺のためのヘッジ手段として指定した金利スワップ等であり、繰延ヘッジを適用しております。なお、これらのヘッジ関係に、「LIBORを参照する金融商品に関するヘッジ会計の取扱い」（実務対応報告第40号 2022年3月17日）を適用しております。

当中間連結会計期間(2022年9月30日)

(単位:百万円)

	中間連結貸借対照表計上額			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
特定取引資産				
売買目的有価証券	45	3,893	—	3,938
国債	45	—	—	45
地方債	—	493	—	493
社債	—	3,400	—	3,400
株式	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
うち外国債券	—	—	—	—
有価証券(*1)				
その他有価証券	1,138,586	1,164,745	146,781	2,450,113
国債	640,743	—	—	640,743
地方債	—	245,276	—	245,276
社債	—	239,113	146,740	385,853
株式	411,023	5,608	—	416,631
その他	86,820	674,746	40	761,607
うち外国債券	86,820	422,257	—	509,077
資産計	1,138,631	1,168,639	146,781	2,454,052
デリバティブ取引(*2)(*3)(*4)				
金利関連	—	5,264	—	5,264
通貨関連	—	△31,481	—	△31,481
株式関連	—	—	—	—
債券関連	—	—	—	—
デリバティブ取引計	—	△26,216	—	△26,216

(*1) 有価証券には、時価算定会計基準適用指針第24-9項の基準価額を時価とみなす取扱いを適用した投資信託は含まれておりません。中間連結貸借対照表における当該投資信託の金額は15,848百万円であります。

なお、基準価額を時価とみなす取扱いを適用した投資信託の期首残高から中間期末残高への調整表は以下のとおりであります。

期首残高	当期の損益又はその他の包括利益		購入、売却及び償還の純額	投資信託の基準価額を時価とみなすこととした額	投資信託の基準価額を時価とみなさないこととした額	期末残高	当期の損益に計上した額のうち中間連結貸借対照表日において保有する投資信託の評価損益
	損益に計上	その他の包括利益に計上(※)					
15,647	—	203	△1	15,848	—	15,848	—

(※) 中間連結包括利益計算書の「その他の包括利益」の「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

(*2) 特定取引資産・負債及びその他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。

デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、△で表示しております。

なお、金利スワップの特例処理を適用するものはヘッジ対象取引と一体で評価するためデリバティブ取引から控除しております。

(*3) デリバティブ取引のうち、ヘッジ会計を適用している取引の中間連結貸借対照表計上額は△24,618百万円であります。

(*4) ヘッジ対象である貸出金等の相場変動リスクまたは為替変動リスクの減殺のためのヘッジ手段として指定した金利スワップ等であり、繰延ヘッジを適用しております。なお、これらのヘッジ関係に、「LIBORを参照する金融商品に関するヘッジ会計の取扱い」(実務対応報告第40号 2022年3月17日)を適用しております。

(2) 時価で中間連結貸借対照表（連結貸借対照表）に計上している金融商品以外の金融商品

現金預け金、コールローン及び買入手形、コールマネー及び売渡手形、売現先勘定、債券貸借取引受入担保金は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

前連結会計年度(2022年3月31日)

(単位:百万円)

	時価				連結貸借対照表 計上額	差額
	レベル1	レベル2	レベル3	合計		
有価証券						
満期保有目的の債券	—	10,796	68,861	79,658	79,726	△67
国債	—	—	—	—	—	—
地方債	—	9,231	—	9,231	9,252	△20
社債	—	1,565	68,861	70,426	70,473	△46
その他	—	—	—	—	—	—
うち外国債券	—	—	—	—	—	—
貸出金					9,502,197	
貸倒引当金(*)					△48,817	
	—	—	9,467,153	9,467,153	9,453,380	13,772
資産計	—	10,796	9,536,014	9,546,811	9,533,106	13,705
預金	—	11,400,009	—	11,400,009	11,399,949	60
譲渡性預金	—	157,266	—	157,266	157,266	0
借入金	—	1,329,879	34,044	1,363,924	1,364,889	△965
負債計	—	12,887,155	34,044	12,921,200	12,922,105	△905

(*) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

当中間連結会計期間(2022年9月30日)

(単位:百万円)

	時価				中間連結貸借対 照表計上額	差額
	レベル1	レベル2	レベル3	合計		
有価証券						
満期保有目的の債券	—	15,259	51,167	66,426	66,760	△334
国債	—	—	—	—	—	—
地方債	—	9,154	—	9,154	9,248	△94
社債	—	2,067	51,167	53,234	53,301	△67
その他	—	4,037	—	4,037	4,210	△172
うち外国債券	—	4,037	—	4,037	4,210	△172
貸出金					9,832,716	
貸倒引当金(*)					△51,065	
	—	—	9,778,641	9,778,641	9,781,651	△3,009
資産計	—	15,259	9,829,809	9,845,068	9,848,412	△3,343
預金	—	11,409,725	—	11,409,725	11,409,677	47
譲渡性預金	—	63,912	—	63,912	63,912	0
借入金	—	879,084	33,842	912,927	914,377	△1,449
負債計	—	12,352,722	33,842	12,386,565	12,387,967	△1,402

(*) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(注1) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

資産

特定取引資産

特定取引資産については、活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル1の時価に分類しております。主に国債がこれに含まれます。公表された相場価格を用いていたとしても市場が活発でない場合にはレベル2の時価に分類しております。主に地方債、社債がこれに含まれます。

有価証券

有価証券については、活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル1の時価に分類しております。主に上場株式や国債がこれに含まれます。公表された相場価格を用いていたとしても市場が活発でない場合にはレベル2の時価に分類しております。主に地方債、社債がこれに含まれます。また、市場における取引価格が存在しない投資信託について、解約又は買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合には基準価額を時価とし、レベル2の時価に分類しております。証券化商品(信託受益権)は、第三者から入手した価格に基づいて時価を算定しており、当該価格の算定に当たり重要な観察できないインプットを用いていることからレベル3の時価に分類しております。私募債は、内部格付、残存期間、保全率に応じた割引率で割り引いて時価を算定しており、当該割引率は重要な観察できないインプットであることからレベル3の時価に分類しております。新株予約権はオプション評価モデル等の評価技法を利用して時価を算定しております。主なインプットは上場確率等であり、上場確率は観察できないインプットであることからレベル3の時価に分類しております。

貸出金

貸出金については、貸出金の種類及び内部格付、担保及び保証の状況、期間に基づく区分ごとに、元利金の将来キャッシュ・フローを、同様の新規貸出を行った場合に想定される利率、又は市場金利に信用リスクや経費率等を反映させた割引率で割り引いた現在価値を時価としております。このうち変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない場合は時価と帳簿価額が近似していることから、帳簿価額を時価としております。また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は中間連結決算日(連結決算日)における中間連結貸借対照表(連結貸借対照表)上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。割引率は観測不能であることから全てレベル3の時価に分類しております。

負債

預金、及び譲渡性預金

要求払預金について、中間連結決算日(連結決算日)に要求に応じて直ちに支払うものは、その金額を時価としております。また、定期預金及び譲渡性預金については、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを新規に預金を受け入れる際に使用する利率で割り引いた割引現在価値により時価を算定しております。なお、預入期間が短期間(1年以内)のもの及び変動金利のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。当該時価はレベル2の時価に分類しております。

借入金

借入金については、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを同様の新規借入を行う場合に想定される利率で割り引いた現在価値を時価としております。このうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当行及び連結子会社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としております。なお、約定期間が短期間(1年以内)のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。当該時価の算定に重要な観察できないインプットを用いている場合はレベル3の時価、そうでない場合はレベル2の時価に分類しております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引については、活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル1の時価に分類しており、主に債券先物取引がこれに含まれます。ただし、大部分のデリバティブ取引は店頭取引であり、公表された相場価格が存在しないため、取引の種類や満期までの期間に応じて現在価値技法やオプション評価モデル等の評価技法を利用して時価を算定しております。それらの評価技法で用いている主なインプットは、金利や為替レート、ボラティリティ等であります。また、取引相手の信用リスク及び当行自身の信用リスクに基づく価格調整を行っております。観察できないインプットを用いていない又はその影響が重要でない場合はレベル2の時価に分類しており、金利スワップ取引、為替予約取引等が含まれます。

(注2) 時価で中間連結貸借対照表(連結貸借対照表)に計上している金融商品のうちレベル3の時価に関する事項

(1) 重要な観察できないインプットに関する定量的情報

前連結会計年度(2022年3月31日)

区分	評価技法	重要な観察できないインプット	インプットの範囲	インプットの加重平均
有価証券				
社債				
私募債	現在価値技法	割引率	0.2%~1.7%	0.5%
その他				
新株予約権	オプション評価モデル	上場確率	50.0%	50.0%

当中間連結会計期間(2022年9月30日)

区分	評価技法	重要な観察できないインプット	インプットの範囲	インプットの加重平均
有価証券				
社債				
私募債	現在価値技法	割引率	0.2%~1.7%	0.6%
その他				
新株予約権	オプション評価モデル	上場確率	0%~50.0%	49.9%

(2) 期首残高から期末残高への調整表、当期の損益に認識した評価損益

前連結会計年度(2022年3月31日)

(単位:百万円)

	期首残高	当期の損益又はその他の包括利益		購入、売却、発行及び決済の純額	レベル3の時価への振替	レベル3の時価からの振替	期末残高	当期の損益に計上した額のうち連結貸借対照表日において保有する金融資産及び金融負債の評価損益
		損益に計上(*1)	その他の包括利益に計上(*2)					
有価証券								
其他有価証券								
私募債	30,289	—	△53	1,194	—	—	31,430	—
証券化商品(信託受益権)	8,709	△3	△381	99,704	—	—	108,028	—
新株予約権	—	—	△0	25	—	—	25	—

(*1) 連結損益計算書の「資金運用収益」に含まれております。

(*2) 連結包括利益計算書の「その他の包括利益」の「其他有価証券評価差額金」に含まれております。

当中間連結会計期間(2022年9月30日)

(単位:百万円)

	期首残高	当期の損益又はその他の包括利益		購入、売却、発行及び決済の純額	レベル3の時価への振替	レベル3の時価からの振替	期末残高	当期の損益に計上した額のうち中間連結貸借対照表日において保有する金融資産及び金融負債の評価損益
		損益に計上(*1)	その他の包括利益に計上(*2)					
有価証券								
其他有価証券								
私募債	31,430	—	△99	△1,919	—	—	29,411	—
証券化商品(信託受益権)	108,028	△18	70	9,248	—	—	117,329	—
新株予約権	25	△8	5	18	—	—	40	—

(*1) 中間連結損益計算書の「資金運用収益」及び「其他経常費用」に含まれております。

(*2) 中間連結包括利益計算書の「その他の包括利益」の「其他有価証券評価差額金」に含まれております。

(3) 時価の評価プロセスの説明

当グループはミドル部門及びバック部門において時価の算定に関する方針及び手続を定めております。算定された時価については、時価の算定に用いられた評価技法及びインプットの妥当性並びに時価のレベルの分類の適切性を検証しております。

時価の算定に当たっては、個々の資産の性質、特性及びリスクを最も適切に反映できる評価モデルを用いております。また、第三者から入手した相場価格を利用する場合においても、利用されている評価技法及びインプットの確認や類似の金融商品の時価との比較等の適切な方法により価格の妥当性を検証しております。

(4) 重要な観察できないインプットを変化させた場合の時価に対する影響に関する説明

証券化商品（信託受益権）の時価の算定で用いている重要な観察できないインプットは倒産確率、倒産時の損失率及び期限前返済率であります。倒産確率、倒産時の損失率の著しい増加（減少）は、時価の著しい低下（上昇）を生じさせ、期限前返済率の著しい変動は、金融商品の構造に応じて、時価の著しい低下（上昇）を生じさせることとなります。

私募債の時価の算定で用いている重要な観察できないインプットは、割引率であります。割引率は発行体の内部格付、残存期間、保全率に応じて算定しており、割引率の著しい増加（減少）は、時価の著しい低下（上昇）を生じさせることとなります。

新株予約権の時価の算定で用いている重要な観察できないインプットは上場確率であります。上場確率の著しい上昇（下落）は時価の著しい上昇（低下）を生じさせることとなります。

(注3) 市場価格のない株式等及び組合出資金の中間連結貸借対照表計上額（連結貸借対照表計上額）は次のとおりであり、金融商品の時価等及び時価のレベルごとの内訳等に関する事項で開示している計表中の「その他有価証券」には含めておりません。

(単位:百万円)

区分	前連結会計年度 (2022年3月31日)	当中間連結会計期間 (2022年9月30日)
非上場株式(*1)(*2)	6,874	8,733
組合出資金等(*3)	67,641	83,216

(*1) 非上場株式については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日）第5項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

(*2) 前連結会計年度において、非上場株式について123百万円の減損処理を行っております。
当中間連結会計期間において、非上場株式について19百万円の減損処理を行っております。

(*3) 組合出資金等は、主として投資事業組合であります。これらは時価算定会計基準適用指針第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

また、非連結子会社等への出資金（前連結会計年度2,572百万円、当中間連結会計期間2,964百万円）等を含んでおります。

(有価証券関係)

※ 「子会社株式及び関連会社株式」については、中間財務諸表における注記事項として記載しております。

1 満期保有目的の債券

前連結会計年度 (2022年3月31日現在)

	種類	連結貸借対照表 計上額(百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が連結貸借対 照表計上額を超え るもの	国債	—	—	—
	地方債	6,214	6,256	41
	社債	1,107	1,109	2
	その他	—	—	—
	小計	7,322	7,366	44
時価が連結貸借対 照表計上額を超えない もの	国債	—	—	—
	地方債	3,037	2,974	△62
	社債	69,365	69,317	△48
	その他	—	—	—
	小計	72,403	72,291	△111
合計		79,726	79,658	△67

当中間連結会計期間 (2022年9月30日現在)

	種類	中間連結貸借対照表 計上額(百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が中間連結貸借 対照表計上額を超え るもの	国債	—	—	—
	地方債	4,206	4,235	29
	社債	5,815	5,815	0
	その他	—	—	—
	小計	10,021	10,050	29
時価が中間連結貸借 対照表計上額を超え ないもの	国債	—	—	—
	地方債	5,042	4,919	△123
	社債	47,486	47,419	△67
	その他	4,210	4,037	△172
	小計	56,739	56,376	△363
合計		66,760	66,426	△334

2 その他有価証券

前連結会計年度（2022年3月31日現在）

	種類	連結貸借対照表 計上額(百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計 上額が取得原価を 超えるもの	株式	385,142	95,403	289,738
	債券	275,984	275,087	896
	国債	159,965	159,886	78
	地方債	40,573	40,462	110
	社債	75,445	74,739	706
	その他	149,295	135,096	14,198
	うち外国債券	27,550	27,468	81
	小計	810,421	505,587	304,834
連結貸借対照表計上 額が取得原価を超え ないもの	株式	2,133	2,667	△534
	債券	877,236	884,749	△7,512
	国債	440,414	444,654	△4,240
	地方債	156,028	157,242	△1,214
	社債	280,794	282,851	△2,057
	その他	524,370	546,765	△22,395
	うち外国債券	432,647	451,536	△18,889
	小計	1,403,740	1,434,182	△30,441
合計	2,214,162	1,939,770	274,392	

当中間連結会計期間（2022年9月30日現在）

	種類	中間連結貸借対照表 計上額(百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
中間連結貸借対照表 計上額が取得原価を 超えるもの	株式	414,079	93,102	320,976
	債券	335,457	334,014	1,443
	国債	179,764	179,462	302
	地方債	29,811	29,748	63
	社債	125,881	124,803	1,077
	その他	224,365	206,571	17,793
	うち外国債券	3,649	3,620	29
	小計	973,901	633,688	340,212
中間連結貸借対照表 計上額が取得原価を 超えないもの	株式	2,552	3,062	△509
	債券	936,416	951,206	△14,790
	国債	460,979	469,342	△8,363
	地方債	215,464	217,805	△2,340
	社債	259,972	264,058	△4,086
	その他	616,773	669,528	△52,755
	うち外国債券	505,427	549,369	△43,942
	小計	1,555,742	1,623,798	△68,055
合計	2,529,644	2,257,487	272,157	

3 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（市場価格のない株式等及び組合出資金を除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間連結貸借対照表計上額（連結貸借対照表計上額）とするとともに、評価差額を当中間連結会計期間（連結会計年度）の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。

前連結会計年度における減損処理額はありません。

当中間連結会計期間における減損処理額は、その他有価証券8百万円であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、中間連結決算日（連結決算日）において時価が取得原価に対して30%以上下落している銘柄等を著しく下落したと判断しております。

(金銭の信託関係)

1 満期保有目的の金銭の信託

前連結会計年度 (2022年 3月31日現在)

	連結貸借対照表 計上額(百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)	うち時価が連結貸 借対照表計上額を 超えるもの (百万円)	うち時価が連結貸 借対照表計上額を 超えないもの (百万円)
満期保有目的 の金銭の信託	4,800	4,801	1	1	—

(注) 「うち時価が連結貸借対照表計上額を超えるもの」「うち時価が連結貸借対照表計上額を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

当中間連結会計期間 (2022年 9月30日現在)

	中間連結貸借対照表 計上額(百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)	うち時価が中間連 結貸借対照表計上 額を超えるもの (百万円)	うち時価が中間連 結貸借対照表計上 額を超えないもの (百万円)
満期保有目的 の金銭の信託	4,800	4,832	32	32	—

(注) 「うち時価が中間連結貸借対照表計上額を超えるもの」「うち時価が中間連結貸借対照表計上額を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

2 その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)

前連結会計年度 (2022年 3月31日現在)

	連結貸借対照表 計上額(百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)	うち連結貸借対照 表計上額が取得原 価を超えるもの (百万円)	うち連結貸借対照 表計上額が取得原 価を超えないもの (百万円)
その他の金銭 の信託	100,000	100,000	—	—	—

(注) 合同運用の金銭の信託であります。

当中間連結会計期間 (2022年 9月30日現在)

	中間連結貸借対照表 計上額(百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)	うち中間連結貸借対 照表計上額が取得原 価を超えるもの (百万円)	うち中間連結貸借対 照表計上額が取得原 価を超えないもの (百万円)
その他の金銭 の信託	100,000	100,000	—	—	—

(注) 合同運用の金銭の信託であります。

(その他有価証券評価差額金)

中間連結貸借対照表(連結貸借対照表)に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

前連結会計年度(2022年3月31日現在)

	金額(百万円)
評価差額	274,392
その他有価証券	274,392
その他の金銭の信託	—
(△)繰延税金負債	80,252
繰延税金資産	—
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	194,139
(△)非支配株主持分相当額	275
(+)持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る 評価差額金のうち親会社持分相当額	△146
その他有価証券評価差額金	193,717

当中間連結会計期間(2022年9月30日現在)

	金額(百万円)
評価差額	272,157
その他有価証券	272,157
その他の金銭の信託	—
(△)繰延税金負債	80,107
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	192,050
(△)非支配株主持分相当額	240
(+)持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る 評価差額金のうち親会社持分相当額	△548
その他有価証券評価差額金	191,261

(デリバティブ取引関係)

1 ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごとの中間連結決算日（連結決算日）における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(1) 金利関連取引

前連結会計年度（2022年3月31日現在）

区分	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
金融商品 取引所	金利先物	—	—	—	—
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	金利オプション	—	—	—	—
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
店 頭	金利先渡契約	—	—	—	—
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	金利スワップ	507,739	461,551	1,105	1,105
	受取固定・支払変動	277,656	254,224	656	656
	受取変動・支払固定	230,083	207,327	449	449
	受取固定・支払固定	—	—	—	—
	金利オプション	—	—	—	—
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	その他	1,730	1,690	0	0
	売建	865	845	△2	△2
買建	865	845	2	2	
合計		—	—	1,105	1,105

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

当中間連結会計期間（2022年9月30日現在）

区分	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
金融商品 取引所	金利先物	—	—	—	—
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	金利オプション	—	—	—	—
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
店 頭	金利先渡契約	—	—	—	—
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	金利スワップ	402,071	342,319	952	952
	受取固定・支払変動	226,217	196,086	△436	△436
	受取変動・支払固定	175,854	146,233	1,389	1,389
	受取固定・支払固定	—	—	—	—
	金利オプション	—	—	—	—
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	その他	1,473	1,173	0	0
	売建	736	586	△3	△3
買建	736	586	3	3	
合計		—	—	952	952

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

(2) 通貨関連取引

前連結会計年度（2022年3月31日現在）

区分	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
金融商品 取引所	通貨先物	—	—	—	—
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	通貨オプション	—	—	—	—
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
店 頭	通貨スワップ	80,270	63,018	84	84
	為替予約	611,332	219,235	5,382	5,382
	売建	239,674	110,456	△14,473	△14,473
	買建	371,658	108,779	19,855	19,855
	通貨オプション	279,638	234,787	△51	2,707
	売建	139,819	117,393	△5,151	225
	買建	139,819	117,393	5,100	2,482
	その他	2,935	2,935	28	28
	売建	1,467	1,467	△191	△191
	買建	1,467	1,467	219	219
合計	—	—	5,443	8,202	

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

当中間連結会計期間（2022年9月30日現在）

区分	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
金融商品 取引所	通貨先物	—	—	—	—
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	通貨オプション	—	—	—	—
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
店 頭	通貨スワップ	219,408	214,557	15	15
	為替予約	698,781	253,857	△2,470	△2,470
	売建	374,688	128,111	△24,682	△24,682
	買建	324,092	125,746	22,212	22,212
	通貨オプション	363,426	295,837	△120	2,992
	売建	181,713	147,918	△5,389	551
	買建	181,713	147,918	5,268	2,441
	その他	2,711	2,711	24	24
	売建	1,355	1,355	△244	△244
	買建	1,355	1,355	269	269
合計	—	—	△2,550	562	

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

(3) 株式関連取引

該当ありません。

(4) 債券関連取引

該当ありません。

(5) 商品関連取引
該当ありません。

(6) クレジット・デリバティブ取引
該当ありません。

2 ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごと、ヘッジ会計の方法別の中間連結決算日（連結決算日）における契約額又は契約において定められた元本相当額及び時価並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(1) 金利関連取引

前連結会計年度（2022年3月31日現在）

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)
原則的処理 方法	金利スワップ	その他有価証券 (債券) 及び預金	92,821	72,821	527
	受取固定・支払変動		30,000	10,000	194
	受取変動・支払固定		62,821	62,821	332
	金利先物		—	—	—
	金利オプション		—	—	—
	その他		—	—	—
金利スワップ の特例処理	金利スワップ	貸出金	63,507	52,960	(注) 2
	受取固定・支払変動		—	—	
	受取変動・支払固定		63,507	52,960	
合計		—	—	—	527

(注) 1 主として業種別委員会実務指針第24号に基づき、繰延ヘッジによっております。

2 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている貸出金と一体として処理されているため、その時価は「(金融商品関係)」の当該貸出金の時価に含めて記載しております。

当中間連結会計期間（2022年9月30日現在）

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)
原則的処理 方法	金利スワップ	その他有価証券 (債券) 及び預金	188,455	148,347	4,311
	受取固定・支払変動		40,000	—	141
	受取変動・支払固定		148,455	148,347	4,170
	金利先物		—	—	—
	金利オプション		—	—	—
	その他		—	—	—
金利スワップ の特例処理	金利スワップ	貸出金	77,670	53,901	(注) 2
	受取固定・支払変動		—	—	
	受取変動・支払固定		77,670	53,901	
合計		—	—	—	4,311

(注) 1 主として業種別委員会実務指針第24号に基づき、繰延ヘッジによっております。

2 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている貸出金と一体として処理されているため、その時価は「(金融商品関係)」の当該貸出金の時価に含めて記載しております。

(2) 通貨関連取引

前連結会計年度（2022年3月31日現在）

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)
原則的処理 方法	通貨スワップ 為替予約	外貨建の貸出金、	141,581	97,786	△15,165
		預金及び有価証券	17,449	—	0
合計		—	—	—	△15,165

(注) 主として業種別委員会実務指針第25号に基づき、繰延ヘッジによっております。

当中間連結会計期間（2022年9月30日現在）

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)
原則的処理 方法	通貨スワップ 為替予約	外貨建の貸出金、	142,436	134,610	△28,928
		預金及び有価証券	325	—	△1
合計		—	—	—	△28,930

(注) 主として業種別委員会実務指針第25号に基づき、繰延ヘッジによっております。

(3) 株式関連取引

該当ありません。

(4) 債券関連取引

該当ありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1 報告セグメントの概要

当グループの報告セグメントは、当グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、総合予算計画に関する最高意思決定機関である統合リスク・予算管理会議が経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものです。

当グループは、銀行業務を中心にリース業務などの金融サービスの提供を主体に事業活動を展開しており、「銀行業」「リース業」を報告セグメントとしております。

「銀行業」は預金業務、貸出業務、有価証券投資業務、為替業務を中心とした銀行業務を行っており、「リース業」はファイナンス・リース取引を中心としたリース業務を行っております。

2 報告セグメントごとの経常収益、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理方法は、「中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と同一であります。

報告セグメントの利益は、経常利益ベースの数値であります。

セグメント間の経常収益は第三者間取引価格に基づいております。

3 報告セグメントごとの経常収益、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

前中間連結会計期間(自 2021年4月1日 至 2021年9月30日)

(単位：百万円)

	報告セグメント			その他	合計	調整額	中間連結財務諸表計上額
	銀行業	リース業	計				
経常収益							
外部顧客に対する経常収益	88,700	16,595	105,295	10,941	116,237	—	116,237
セグメント間の内部経常収益	2,954	711	3,666	1,918	5,584	△5,584	—
計	91,655	17,307	108,962	12,859	121,821	△5,584	116,237
セグメント利益	28,042	873	28,915	6,592	35,508	△2,127	33,381
セグメント資産	14,439,226	112,732	14,551,958	165,687	14,717,646	△224,805	14,492,840
セグメント負債	13,398,995	91,129	13,490,125	37,091	13,527,216	△162,271	13,364,945
その他の項目							
減価償却費	9,152	515	9,667	107	9,775	△168	9,606
資金運用収益	65,027	4	65,031	68	65,099	△2,184	62,915
資金調達費用	3,058	111	3,169	2	3,171	△134	3,036
持分法投資利益	—	—	—	2,396	2,396	—	2,396
特別利益	5,974	—	5,974	—	5,974	△480	5,494
(固定資産処分益)	(0)	(—)	(0)	(—)	(0)	(—)	(0)
(関係会社株式売却益)	(5,974)	(—)	(5,974)	(—)	(5,974)	(△480)	(5,494)
特別損失	66	—	66	—	66	—	66
(固定資産処分損)	(66)	(—)	(66)	(—)	(66)	(—)	(66)
持分法適用会社への投資額	—	—	—	18,257	18,257	—	18,257
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	6,710	574	7,285	79	7,364	△200	7,164

(注) 1 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

2 「その他」の区分は報告セグメントに含まれないものであり、国内金融商品取引業務、コンピューター関連業務及び信用保証業務等を含んでおります。

3 調整額は、次のとおりであります。

(1) セグメント利益の調整額△2,127百万円は、セグメント間取引消去であります。

(2) セグメント資産の調整額△224,805百万円は、セグメント間取引消去であります。

(3) セグメント負債の調整額△162,271百万円は、セグメント間取引消去であります。

(4) 減価償却費の調整額△168百万円は、未実現損益に係る調整であります。

(5) 資金運用収益の調整額△2,184百万円は、セグメント間取引消去であります。

(6) 資金調達費用の調整額△134百万円は、セグメント間取引消去であります。

- (7) 特別利益の調整額△480百万円は、単体上の簿価と連結上の簿価との差額の調整であります。
(8) 有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額△200百万円は、未実現損益に係る調整であります。
4 セグメント利益は、中間連結損益計算書の経常利益と調整を行っております。

当中間連結会計期間(自 2022年4月1日 至 2022年9月30日)

(単位:百万円)

	報告セグメント			その他	合計	調整額	中間連結 財務諸表 計上額
	銀行業	リース業	計				
経常収益							
外部顧客に対する 経常収益	113,976	16,678	130,654	8,708	139,362	—	139,362
セグメント間の 内部経常収益	2,903	593	3,497	2,469	5,966	△5,966	—
計	116,880	17,271	134,151	11,177	145,329	△5,966	139,362
セグメント利益	35,815	785	36,600	4,464	41,064	△2,149	38,915
セグメント資産	14,237,084	116,184	14,353,268	126,978	14,480,247	△141,274	14,338,972
セグメント負債	13,221,837	93,593	13,315,431	35,143	13,350,574	△121,900	13,228,674
その他の項目							
減価償却費	8,585	494	9,080	107	9,187	△178	9,008
資金運用収益	74,461	5	74,466	112	74,578	△2,228	72,350
資金調達費用	12,175	125	12,300	2	12,303	△184	12,118
持分法投資利益	—	—	—	313	313	—	313
特別利益	185	—	185	—	185	—	185
(固定資産処分益)	(185)	(—)	(185)	(—)	(185)	(—)	(185)
特別損失	206	0	206	0	206	—	206
(固定資産処分損)	(206)	(0)	(206)	(0)	(206)	(—)	(206)
持分法適用会社 への投資額	—	—	—	19,937	19,937	—	19,937
有形固定資産及び無 形固定資産の増加額	4,718	115	4,833	97	4,930	△232	4,697

- (注) 1 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。
2 「その他」の区分は報告セグメントに含まれないものであり、国内金融商品取引業務、コンピューター関連業務及び信用保証業務等を含んでおります。
3 調整額は、次のとおりであります。
(1) セグメント利益の調整額△2,149百万円は、セグメント間取引消去であります。
(2) セグメント資産の調整額△141,274百万円は、セグメント間取引消去であります。
(3) セグメント負債の調整額△121,900百万円は、セグメント間取引消去であります。
(4) 減価償却費の調整額△178百万円は、未実現損益に係る調整であります。
(5) 資金運用収益の調整額△2,228百万円は、セグメント間取引消去であります。
(6) 資金調達費用の調整額△184百万円は、セグメント間取引消去であります。
(7) 有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額△232百万円は、未実現損益に係る調整であります。
4 セグメント利益は、中間連結損益計算書の経常利益と調整を行っております。

【関連情報】

前中間連結会計期間(自 2021年4月1日 至 2021年9月30日)

1 サービスごとの情報

(単位：百万円)

	貸出業務	有価証券 投資業務	リース業務	その他	合計
外部顧客に対する 経常収益	48,809	19,579	16,595	31,253	116,237

(注) 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

2 地域ごとの情報

(1) 経常収益

当グループは、本邦の外部顧客に対する経常収益に区分した金額が中間連結損益計算書の経常収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

当グループは、本邦に所在している有形固定資産の金額が中間連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する経常収益で中間連結損益計算書の経常収益の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

当中間連結会計期間(自 2022年4月1日 至 2022年9月30日)

1 サービスごとの情報

(単位：百万円)

	貸出業務	有価証券 投資業務	リース業務	その他	合計
外部顧客に対する 経常収益	54,559	32,478	16,678	35,646	139,362

(注) 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

2 地域ごとの情報

(1) 経常収益

当グループは、本邦の外部顧客に対する経常収益に区分した金額が中間連結損益計算書の経常収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

当グループは、本邦に所在している有形固定資産の金額が中間連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する経常収益で中間連結損益計算書の経常収益の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1 1株当たり純資産額

	前連結会計年度 (2022年3月31日)	当中間連結会計期間 (2022年9月30日)
1株当たり純資産額	1,925円98銭	1,964円96銭

(注) 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、次のとおりであります。

		前連結会計年度 (2022年3月31日)	当中間連結会計期間 (2022年9月30日)
純資産の部の合計額	百万円	1,088,247	1,110,298
純資産の部の合計額から控除する金額	百万円	1,707	1,678
（うち新株予約権）	百万円	318	272
（うち非支配株主持分）	百万円	1,388	1,405
普通株式に係る中間期末(期末)の純資産額	百万円	1,086,540	1,108,619
1株当たり純資産額の算定に用いられた 中間期末(期末)の普通株式の数	千株	564,148	564,193

2 1株当たり中間純利益及び算定上の基礎並びに潜在株式調整後1株当たり中間純利益及び算定上の基礎

		前中間連結会計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2022年4月1日 至 2022年9月30日)
(1) 1株当たり中間純利益	円	48.10	49.99
(算定上の基礎)			
親会社株主に帰属する中間純利益	百万円	27,529	28,208
普通株主に帰属しない金額	百万円	—	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する 中間純利益	百万円	27,529	28,208
普通株式の期中平均株式数	千株	572,212	564,172
(2) 潜在株式調整後1株当たり中間純利益	円	46.33	48.42
(算定上の基礎)			
親会社株主に帰属する中間純利益調整額	百万円	—	181
うち支払利息(税額相当額控除後)	百万円	—	181
普通株式増加数	千株	21,978	22,100
うち転換社債型新株予約権付社債	千株	21,620	21,773
うち新株予約権	千株	358	326
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1株当たり中間純利益の算定に含めなかった 潜在株式の概要		—	—

(重要な後発事象)

(単独株式移転による持株会社体制への移行について)

当行は、2022年5月10日開催の取締役会において、当行の定時株主総会における議案の承認および必要な関係当局の認可等が得られることを前提に、2022年10月3日を期日として、当行単独による株式移転（以下「本株式移転」という。）により持株会社（完全親会社）である「株式会社しずおかフィナンシャルグループ」（以下「持株会社」という。）を設立し、持株会社体制へ移行することを決議しました。

なお、2022年6月17日に開催された当行の定時株主総会において、株式移転計画は承認され、2022年10月3日付で持株会社が設立されました。

1 本株式移転の目的

金融機関を取り巻く環境は、少子高齢化を受けた人口構成の変化や資金需要の減少、さらには個人のライフスタイルや価値観の多様化が進むなど大きく変化しています。また、近年では、環境問題や格差社会の進行等の各種社会的課題の解決に向け、企業として期待される役割も大きくなっています。

静岡銀行グループでは、こうした経営環境の変化を踏まえ、これまで金融グループとしての総合力を強化しながらお客さまの課題解決のための金融機能を充実させるとともに、新たな事業領域を開拓し、首都圏におけるビジネスや異業種との連携などの取り組みを進めてきました。

常に健全性と先進性を兼ね備えた経営を意識し、持続的成長の実現に取り組んできましたが、今後はこれまで以上に銀行業務における規制緩和の動きや、今後も加速する経営環境の変化に適切に対応していく必要があると考えています。

こうした状況を踏まえ、地域社会、お客さま、従業員、株主のすべてのステークホルダーの幸せに一層貢献するとともに、当グループにおいても持続的な成長を続けることができるレジリエントな(柔軟でしなやかな適応力のある)経営体制を構築するため、持株会社体制への移行が必要であると判断しました。

持株会社体制へ移行し、長期的な視点を持って、地域の成長に貢献する新たな事業領域の拡大を進めるとともに、既存事業の業容や顧客基盤のさらなる拡大を図ります。これまで取り組んできたグループ経営の強化を一層進め、持株会社のもと求心力(連携)と遠心力(自立と自律)のバランスを取りながら、グループ各社の存在感を高め、課題解決型企業グループとして総合力を強化していきます。

また、これら対応の担い手である従業員が、これまで以上に仕事に誇りとやりがいを持てる環境を整備し、ダイバーシティ経営の推進を通じ、新たな発想やイノベーションが生まれる組織文化を醸成することで、銀行に依存したビジネスモデルから変革を進めていきます。

加えて、持株会社は監査等委員会設置会社とし、攻め(新たな事業領域の拡大等による成長戦略)と守り(成長戦略を支える管理・監督機能の強化)の両面から企業統治をより高度化することで、ステークホルダーが求める柔軟かつ強固なガバナンス体制の構築に取り組むとともに、客観性・透明性が高い経営体制を目指します。

2 本株式移転の要旨

(1) 本株式移転の日程

定時株主総会基準日	2022年3月31日(木)
株式移転計画承認取締役会	2022年5月10日(火)
株式移転計画承認定時株主総会	2022年6月17日(金)
当行株式上場廃止日	2022年9月29日(木)
持株会社設立登記日(効力発生日)	2022年10月3日(月)
持株会社株式上場日	2022年10月3日(月)

(2) 本株式移転の方法

当行を株式移転完全子会社、持株会社を株式移転設立完全親会社とする単独株式移転であります。

(3) 本株式移転に係る割当ての内容(株式移転比率)

会社名	株式会社しずおかフィナンシャルグループ (株式移転設立完全親会社)	株式会社静岡銀行 (株式移転完全子会社)
株式移転比率	1	1

① 株式移転比率

本株式移転により持株会社が当行の発行済株式を全部取得する時点の直前時(以下「基準時」といいます。)における当行の株主のみなさまに対し、その保有する当行の普通株式1株につき設立する持株会社の普通株式1株を割当交付いたしました。

② 単元株式数

持株会社は、単元株制度を採用し、1単元の株式数を100株といたしました。

③ 株式移転に係る割当ての内容の算定根拠

A 株式移転比率の算定根拠

本株式移転は、当行単独の株式移転によって完全親会社である持株会社1社を設立するものであり、株式移転時の当行の株主構成と持株会社の株主構成に変化がないことから、株主のみなさまに不利益を与えないことを第一義として、株主のみなさまが保有する当行の普通株式1株に対して持株会社の普通株式1株を割当交付することといたしました。

B 第三者機関による算定結果、算定方法及び算定根拠

上記Aのとおり、本株式移転は当行単独の株式移転であり、第三者機関による株式移転比率の算定は行っておりません。

④ 本株式移転により交付する新株式数

普通株式 595,129,069株

(4) 本株式移転に伴う新株予約権及び新株予約権付社債に関する事項

当行が発行している各新株予約権(新株予約権付社債に付された新株予約権を含みます。)については、当行新株予約権の新株予約権者に対し、その有する当行新株予約権に代えて同等の内容かつ同一の数の持株会社新株予約権が交付され、割り当ていたしました。

また、持株会社は当行が発行している新株予約権付社債に係る債務を承継いたします。なお、同債務に対して、当行は保証を行っております。

3 本株式移転により新たに設立した持株会社(株式移転設立完全親会社)の概要

① 名称	株式会社しずおかフィナンシャルグループ (英文名称 Shizuoka Financial Group, Inc.)		
② 所在地	静岡市葵区呉服町一丁目10番地		
③ 代表者及び役員	取締役会長 (代表取締役)	中西 勝則	(現 静岡銀行 取締役会長)
	取締役社長 (代表取締役)	柴田 久	(現 静岡銀行 取締役)
	取締役	八木 稔	(現 静岡銀行 取締役頭取)
	取締役	福島 豊	(現 静岡銀行 取締役専務執行役員)
	取締役	藤沢 久美	
	取締役	稲野 和利	
	取締役(監査等委員)	清川 公一	
	取締役(監査等委員)	伊藤 元重	
	取締役(監査等委員)	坪内 和人	
	取締役(監査等委員)	牛尾 奈緒美	
	(注1) 取締役(監査等委員である取締役を除く。)のうち、藤沢久美氏、稲野和利氏及び取締役(監査等委員)のうち、伊藤元重氏、坪内和人氏、牛尾奈緒美氏は会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。 (注2) 取締役藤沢久美氏の戸籍上の氏名は、角田久美です。		
④ 事業内容	イ. 銀行及び銀行法により子会社とすることのできる会社の経営管理 ロ. 前号に掲げる業務に付帯関連する一切の業務 ハ. 前二号に掲げる業務のほか、銀行法により銀行持株会社が営むことができる業務		
⑤ 資本金	90,000百万円		
⑥ 決算期	3月31日		

4 本株式移転は、企業会計上の「共通支配下の取引」に該当するため、損益への影響はありません。

(共通支配下の取引等)

1 取引の概要

当行は2022年10月3日付の取締役会において、次の当行が保有する子会社関連会社株式の全てを、当行の完全親会社である株式会社しずおかフィナンシャルグループに現物配当することを決議し、同日付で実施いたしました。

(1) 子会社

静銀経営コンサルティング株式会社
静銀リース株式会社
静岡キャピタル株式会社
静銀ティーエム証券株式会社

(2) 関連会社

マネックスグループ株式会社

これにより上記子会社4社は株式会社しずおかフィナンシャルグループの直接出資の連結子会社、マネックスグループ株式会社については直接出資の持分法適用関連会社となりました。

なお、2022年10月4日、株式会社しずおかフィナンシャルグループは静岡キャピタル株式会社の株式を非支配株主から取得しており、静岡キャピタル株式会社は株式会社しずおかフィナンシャルグループの完全子会社となっております。

なお、当行が保有する親会社株式は、本株式移転の効力発生時において当行が保有する自己株式1株に対して、株式会社しずおかフィナンシャルグループの普通株式1株が割当交付されたものであり、法令の定めに従い速やかに処分しました。

2 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号2019年1月16日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号2019年1月16日）に基づき、共通支配下の取引等として処理しております。

(2) 【その他】

該当事項はありません。

2 【中間財務諸表等】

(1) 【中間財務諸表】

① 【中間貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (2022年3月31日)	当中間会計期間 (2022年9月30日)
資産の部		
現金預け金	※4 2,252,120	※4 1,107,477
コールローン	71,382	81,980
買入金銭債権	38,352	43,385
特定取引資産	※4 14,256	11,163
金銭の信託	104,800	104,800
有価証券	※1, ※2, ※4, ※6 2,316,984	※1, ※2, ※4, ※6 2,591,136
貸出金	※2, ※3, ※4, ※5 9,533,758	※2, ※3, ※4, ※5 9,867,346
外国為替	※2, ※3 10,278	※2, ※3 7,866
その他資産	300,629	198,147
その他の資産	※2, ※4 300,629	※2, ※4 198,147
有形固定資産	51,005	50,091
無形固定資産	47,176	44,317
前払年金費用	10,921	12,025
支払承諾見返	※2 123,845	※2 153,800
貸倒引当金	△47,481	△49,888
投資損失引当金	△44	△49
資産の部合計	14,827,985	14,223,601
負債の部		
預金	※4 11,416,559	※4 11,404,453
譲渡性預金	166,066	72,312
コールマネー	177,528	59,010
売現先勘定	※4 296,764	※4 296,606
債券貸借取引受入担保金	※4 72,701	※4 20,419
特定取引負債	3,331	6,916
借入金	※4 1,330,522	※4 880,319
外国為替	2,406	1,784
社債	37,118	43,521
新株予約権付社債	36,717	43,443
信託勘定借	198	160
その他負債	91,809	144,518
未払法人税等	2,294	8,268
リース債務	1,961	1,720
資産除去債務	44	44
その他の負債	87,509	134,484
退職給付引当金	2,408	2,294
役員退職慰労引当金	254	226
睡眠預金払戻損失引当金	845	626
偶発損失引当金	1,255	1,279
ポイント引当金	372	417
繰延税金負債	62,168	63,518
支払承諾	123,845	153,800
負債の部合計	13,822,873	13,195,628

(単位：百万円)

	前事業年度 (2022年3月31日)	当中間会計期間 (2022年9月30日)
純資産の部		
資本金	90,845	90,845
資本剰余金	54,884	54,886
資本準備金	54,884	54,884
その他資本剰余金	—	2
利益剰余金	693,539	712,688
利益準備金	90,845	90,845
その他利益剰余金	602,693	621,842
固定資産圧縮積立金	3,017	2,832
特別積立金	528,700	533,700
繰越利益剰余金	70,976	85,310
自己株式	△29,030	△28,987
株主資本合計	810,238	829,433
その他有価証券評価差額金	194,366	193,893
繰延ヘッジ損益	189	4,373
評価・換算差額等合計	194,555	198,266
新株予約権	318	272
純資産の部合計	1,005,112	1,027,972
負債及び純資産の部合計	14,827,985	14,223,601

② 【中間損益計算書】

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年9月30日)	当中間会計期間 (自 2022年4月1日 至 2022年9月30日)
経常収益	91,471	116,212
資金運用収益	64,928	73,917
(うち貸出金利息)	48,838	54,572
(うち有価証券利息配当金)	15,252	17,244
信託報酬	0	0
役務取引等収益	15,932	17,115
特定取引収益	501	949
その他業務収益	4,872	14,306
その他経常収益	※1 5,236	※1 9,923
経常費用	63,142	80,343
資金調達費用	3,090	11,717
(うち預金利息)	1,075	4,906
役務取引等費用	8,116	6,067
その他業務費用	2,274	14,798
営業経費	※2 45,421	※2 43,595
その他経常費用	※3 4,240	※3 4,164
経常利益	28,328	35,868
特別利益	5,974	185
特別損失	66	206
税引前中間純利益	34,236	35,848
法人税、住民税及び事業税	8,695	9,399
法人税等調整額	682	△315
法人税等合計	9,377	9,083
中間純利益	24,859	26,765

③ 【中間株主資本等変動計算書】

前中間会計期間(自 2021年 4月 1日 至 2021年 9月30日)

(単位：百万円)

	株主資本		
	資本金	資本剰余金	
		資本準備金	資本剰余金 合計
当期首残高	90,845	54,884	54,884
会計方針の変更による累積的影響額			
会計方針の変更を反映した当期首残高	90,845	54,884	54,884
当中間期変動額			
剰余金の配当			
固定資産圧縮積立金の取崩			
特別償却準備金の取崩			
特別積立金の積立			
中間純利益			
自己株式の取得			
自己株式の処分			
株主資本以外の項目の当中間期変動額 (純額)			
当中間期変動額合計	—	—	—
当中間期末残高	90,845	54,884	54,884

	株主資本							
	利益剰余金						自己株式	株主資本 合計
	利益準備金	その他利益剰余金				利益剰余金 合計		
		固定資産 圧縮積立金	特別償却 準備金	特別積立金	繰越利益 剰余金			
当期首残高	90,845	3,105	6	523,700	55,466	673,124	△20,371	798,482
会計方針の変更による累積的影響額					△610	△610		△610
会計方針の変更を反映した当期首残高	90,845	3,105	6	523,700	54,856	672,513	△20,371	797,872
当中間期変動額								
剰余金の配当					△8,036	△8,036		△8,036
固定資産圧縮積立金の取崩		△46			46	—		—
特別償却準備金の取崩			△3		3	—		—
特別積立金の積立				5,000	△5,000	—		—
中間純利益					24,859	24,859		24,859
自己株式の取得							△8,759	△8,759
自己株式の処分					△6	△6	100	94
株主資本以外の項目の当中間期変動額 (純額)								
当中間期変動額合計	—	△46	△3	5,000	11,866	16,816	△8,658	8,157
当中間期末残高	90,845	3,058	3	528,700	66,722	689,329	△29,030	806,029

	評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	評価・換算 差額等合計		
当期首残高	230,470	△141	230,329	330	1,029,142
会計方針の変更による累積的影響額					△610
会計方針の変更を反映した当期首残高	230,470	△141	230,329	330	1,028,532
当中間期変動額					
剰余金の配当					△8,036
固定資産圧縮積立金の取崩					—
特別償却準備金の取崩					—
特別積立金の積立					—
中間純利益					24,859
自己株式の取得					△8,759
自己株式の処分					94
株主資本以外の項目の当中間期変動額 (純額)	11,583	604	12,188	△12	12,175
当中間期変動額合計	11,583	604	12,188	△12	20,333
当中間期末残高	242,053	463	242,517	318	1,048,865

当中間会計期間(自 2022年4月1日 至 2022年9月30日)

(単位：百万円)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	90,845	54,884	—	54,884
当中間期変動額				
剰余金の配当				
固定資産圧縮積立金の取崩				
特別積立金の積立				
中間純利益				
自己株式の取得				
自己株式の処分			2	2
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)				
当中間期変動額合計	—	—	2	2
当中間期末残高	90,845	54,884	2	54,886

	株主資本						
	利益準備金	利益剰余金			利益剰余金合計	自己株式	株主資本合計
		固定資産圧縮積立金	特別積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高	90,845	3,017	528,700	70,976	693,539	△29,030	810,238
当中間期変動額							
剰余金の配当				△7,615	△7,615		△7,615
固定資産圧縮積立金の取崩		△184		184	—		—
特別積立金の積立			5,000	△5,000	—		—
中間純利益				26,765	26,765		26,765
自己株式の取得						△0	△0
自己株式の処分						42	45
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)							
当中間期変動額合計	—	△184	5,000	14,333	19,149	42	19,194
当中間期末残高	90,845	2,832	533,700	85,310	712,688	△28,987	829,433

	評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計		
当期首残高	194,366	189	194,555	318	1,005,112
当中間期変動額					
剰余金の配当					△7,615
固定資産圧縮積立金の取崩					—
特別積立金の積立					—
中間純利益					26,765
自己株式の取得					△0
自己株式の処分					45
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	△473	4,184	3,711	△45	3,666
当中間期変動額合計	△473	4,184	3,711	△45	22,860
当中間期末残高	193,893	4,373	198,266	272	1,027,972

【注記事項】

(重要な会計方針)

1 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準

金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的(以下「特定取引目的」という。)の取引については、取引の約定時点を基準とし、中間貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を中間損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。

特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については中間決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については中間決算日において決済したものとみなした額により行っております。

また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当中間会計期間中の受払利息等に、有価証券及び金銭債権等については前事業年度末と当中間会計期間末における評価損益の増減額を、派生商品については前事業年度末と当中間会計期間末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。

なお、派生商品については、特定の信用リスクに関して金融資産及び金融負債を相殺した後の正味の資産又は負債を基礎として、当該金融資産及び金融負債のグループを単位とした時価を算定しております。

2 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、ただし市場価格のない株式等については、移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

(2) 金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は2(1)と同じ方法により行っております。

3 デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引(特定取引目的の取引を除く)の評価は、時価法により行っております。

なお、特定の信用リスクに関して金融資産及び金融負債を相殺した後の正味の資産又は負債を基礎として、当該金融資産及び金融負債のグループを単位とした時価を算定しております。

4 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

有形固定資産は、主として定率法(ただし、2016年4月1日以後に取得した構築物については定額法)を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物 3年～50年

その他 2年～20年

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のは零としております。

5 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、以下に定める債務者区分に応じて、次のとおり計上しております。

破綻先 : 破産、特別清算等、法的又は形式的に経営破綻の事実が発生している債務者

実質破綻先 : 破綻先と実質的に同等の状況にある債務者

破綻懸念先 : 現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者

要注意先 : 貸出条件や返済履行状況に問題があり、業況が低調または不安定で、今後の管理に注意を要する債務者

要管理先 : 要注意先のうち債権の全部または一部が要管理債権(貸出条件緩和債権及び三月以上延滞債権)である債務者

正常先 : 業況が良好であり、かつ財務内容にも特段の問題がないと認められる債務者

- ① 破綻先に係る債権及び実質破綻先に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。
- ② 破綻懸念先に係る債権のうち、与信額が一定額以上の大口債務者に対する債権で、元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当初の約定利率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により貸倒引当金を計上しております。これ以外の債務者に対する債権については、主に債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額に対する過去の一定期間における貸倒実績率の平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えた予想損失率により貸倒引当金を計上しております。
- ③ 要管理先及び要注意先のうち、与信額が一定額以上の大口債務者に対する債権で、元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、キャッシュ・フロー見積法により貸倒引当金を計上しております。
- ④ 上記①～③以外の債務者（正常先・要注意先・要管理先）に対する債権については、過去の一定期間における貸倒実績率の平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えた予想損失率により貸倒引当金を計上しております。

（注）1 貸倒実績率の算出におけるグルーピング

貸倒実績率の算出は、消費者ローン先と事業性貸出先に区分したうえで、事業性貸出先は、正常先2区分（正常先上位、正常先下位）、要注意先3区分（要注意先上位、要注意先下位、要管理先）、破綻懸念先1区分に区分し、計7区分で行っております。

2 今後の予想損失額を見込む一定期間

債権の平均残存期間に対応する期間の予想損失率を見込み、貸倒引当金を計上しております（平均残存期間は、消費者ローン先は約7年間、事業性貸出先のうち上記④の正常先は約3～4年、要注意先は約3年、要管理先は約4年、上記②の破綻懸念先は約4年となっております）。

3 将来見込み等による予想損失率の修正について

当事業年度は要管理先について、予想損失率の修正を実施しておりますが、貸倒引当金への影響は軽微であります。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

(2) 投資損失引当金

投資損失引当金は、投資等について将来発生する可能性のある損失に備えるため、投資先の財政状態等を勘案し、必要と認められる金額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額の期間帰属方法については給付算定式基準によっております。なお、数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

数理計算上の差異

各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から損益処理

(4) 役員退職慰労引当金

役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当中間会計期間末までに発生していると認められる額を計上しております。

(5) 睡眠預金払戻損失引当金

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り、必要と認める額を計上しております。

(6) 偶発損失引当金

偶発損失引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、将来発生する可能性のある信用保証協会への負担金支払見込額を計上しております。

(7) ポイント引当金

ポイント引当金は、クレジットカード会員に付与したポイントが将来使用された場合の負担に備え、将来使用される見込額を合理的に見積り、必要と認められる額を計上しております。

6 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債及び海外支店勘定については、取得時の為替相場による円換算額を付す子会社株式を除き、主として中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。

7 ヘッジ会計の方法

(イ)金利リスク・ヘッジ

金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第24号 2022年3月17日。以下「業種別委員会実務指針第24号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の残存期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。

なお、一部の資産・負債については、金利スワップの特例処理を行っております。

(ロ)為替変動リスク・ヘッジ

外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第25号 2020年10月8日。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

また、外貨建その他有価証券（債券以外）の為替変動リスクをヘッジするため、事前にヘッジ対象となる外貨建有価証券の銘柄を特定し、当該外貨建有価証券について外貨ベースで取得原価以上の直先負債が存在していること等を条件に包括ヘッジとして時価ヘッジを適用しております。

8 その他中間財務諸表作成のための重要な事項

(1) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の会計処理の方法は、中間連結財務諸表における会計処理の方法と異なっております。

(会計方針の変更)

(時価の算定に関する会計基準等の適用指針の適用)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。)を当中間会計期間の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。なお、当中間会計期間における影響はありません。

(追加情報)

(新型コロナウイルス感染症に関する会計上の見積り)

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う経済活動停滞等による貸出先の返済能力への影響等が懸念されますが、政府や自治体の経済対策や金融機関による支援等により、債務者区分等への大きな影響はないとの仮定を置いたうえで、貸倒引当金を算定しております。

新型コロナウイルス感染症の状況を含む債務者の経営環境等の変化により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、債務者区分、キャッシュ・フローの見積りまたは予想損失率の変更により引当額が増減し、財務諸表に重要な影響を与える可能性があります。なお、新型コロナウイルス感染症の影響に関する仮定については、前会計年度の有価証券報告書における(重要な会計上の見積り)に記載した内容から重要な変更を行っておりません。

(中間貸借対照表関係)

※1 関係会社の株式又は出資金の総額

	前事業年度 (2022年3月31日)	当中間会計期間 (2022年9月30日)
株式	58,423百万円	36,743百万円
出資金	1,895百万円	2,129百万円

※2 銀行法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、中間貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。）であります。

	前事業年度 (2022年3月31日)	当中間会計期間 (2022年9月30日)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	15,408百万円	14,760百万円
危険債権額	68,885百万円	78,401百万円
三月以上延滞債権額	353百万円	208百万円
貸出条件緩和債権額	13,777百万円	13,372百万円
合計額	98,424百万円	106,743百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

※3 手形割引は、業種別委員会実務指針第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (2022年3月31日)	当中間会計期間 (2022年9月30日)
	18,439百万円	16,622百万円

※4 担保に供している資産は次のとおりであります。

	前事業年度 (2022年3月31日)	当中間会計期間 (2022年9月30日)
担保に供している資産		
特定取引資産	2,999百万円	—百万円
有価証券	1,104,080百万円	782,685百万円
貸出金	817,620百万円	781,998百万円
その他の資産	96,766百万円	5,122百万円
計	2,021,466百万円	1,569,806百万円
担保資産に対応する債務		
預金	45,865百万円	14,276百万円
売現先勘定	296,764百万円	296,606百万円
債券貸借取引受入担保金	72,701百万円	20,419百万円
借入金	1,325,129百万円	874,114百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、次のものを差し入れております。

	前事業年度 (2022年3月31日)	当中間会計期間 (2022年9月30日)
有価証券	19,821百万円	22,371百万円
預け金	244百万円	289百万円
その他の資産	5,750百万円	—百万円

また、その他の資産には、保証金、金融商品等差入担保金及び中央清算機関差入証拠金が含まれておりますが、その金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (2022年3月31日)	当中間会計期間 (2022年9月30日)
保証金	1,872百万円	1,805百万円
金融商品等差入担保金	9,631百万円	23,082百万円
中央清算機関差入証拠金	60,800百万円	60,800百万円

※5 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は次のとおりであります。

	前事業年度 (2022年3月31日)	当中間会計期間 (2022年9月30日)
融資未実行残高	1,872,905百万円	1,767,371百万円
うち契約残存期間が1年以内のもの	1,746,941百万円	1,655,282百万円

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

※6 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額

	前事業年度 (2022年3月31日)	当中間会計期間 (2022年9月30日)
	30,088百万円	28,168百万円

7 元本補填契約のある信託の元本金額は、次のとおりであります。

	前事業年度 (2022年3月31日)	当中間会計期間 (2022年9月30日)
金銭信託	198百万円	160百万円

(中間損益計算書関係)

※1 その他経常収益には、次のものを含んでおります。

	前中間会計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年9月30日)	当中間会計期間 (自 2022年4月1日 至 2022年9月30日)
株式等売却益	3,441百万円	9,272百万円

※2 減価償却実施額は次のとおりであります。

	前中間会計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年9月30日)	当中間会計期間 (自 2022年4月1日 至 2022年9月30日)
有形固定資産	2,646百万円	2,207百万円
無形固定資産	6,423百万円	6,278百万円

※3 その他経常費用には、次のものを含んでおります。

	前中間会計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年9月30日)	当中間会計期間 (自 2022年4月1日 至 2022年9月30日)
貸倒引当金繰入額	2,893百万円	3,685百万円

(有価証券関係)

子会社株式及び関連会社株式

前事業年度(2022年3月31日現在)

	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
子会社株式	—	—	—
関連会社株式	13,433	35,090	21,656
合計	13,433	35,090	21,656

当中間会計期間(2022年9月30日現在)

	中間貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
子会社株式	—	—	—
関連会社株式	13,433	24,177	10,744
合計	13,433	24,177	10,744

(注) 上表に含まれない市場価格のない株式等の中間貸借対照表計上額(貸借対照表計上額)
(単位:百万円)

	前事業年度 (2022年3月31日)	当中間会計期間 (2022年9月30日)
子会社株式	46,173	24,858
関連会社株式	711	581

(重要な後発事象)

「1 中間連結財務諸表等」の「(重要な後発事象)」における記載内容と同一であるため、記載しておりません。

(2) 【その他】

(1) 中間配当

2022年11月7日開催の取締役会において、第117期の中間配当につき次のとおり決議しました。

配当金の総額	8,462百万円
1株当たりの中間配当金	15円
支払請求の効力発生日及び支払開始日	2022年12月9日

(2) 信託財産残高表

① 信託財産の運用／受入状況(信託財産残高表)

資産				
科目	前事業年度 (2022年3月31日)		当中間会計期間 (2022年9月30日)	
	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)
有価証券	9	1.10	9	1.15
銀行勘定貸	198	22.15	160	18.71
現金預け金	686	76.75	687	80.14
合計	894	100.00	857	100.00

負債				
科目	前事業年度 (2022年3月31日)		当中間会計期間 (2022年9月30日)	
	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)
金銭信託	894	100.00	857	100.00
合計	894	100.00	857	100.00

(注) 共同信託他社管理財産

前事業年度の残高は5百万円、当中間会計期間の残高は5百万円であります。

② 元本補填契約のある信託の運用／受入状況(末残)

科目	前事業年度 (2022年3月31日)			当中間会計期間 (2022年9月30日)		
	金銭信託 (百万円)	貸付信託 (百万円)	合計 (百万円)	金銭信託 (百万円)	貸付信託 (百万円)	合計 (百万円)
銀行勘定貸	198	—	198	160	—	160
資産計	198	—	198	160	—	160
元本	198	—	198	160	—	160
その他	0	—	0	0	—	0
負債計	198	—	198	160	—	160

第6 【提出会社の参考情報】

当中間会計期間の開始日から半期報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

- | | | | |
|---|-----------------|-----------------------------|-------------------------|
| (1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書 | 事業年度
(第116期) | 自 2021年4月1日
至 2022年3月31日 | 2022年6月20日
関東財務局長に提出 |
| (2) 内部統制報告書 | | | 2022年6月20日
関東財務局長に提出 |
| (3) 四半期報告書及び確認書 | 第117期
第1四半期 | 自 2022年4月1日
至 2022年6月30日 | 2022年8月5日
関東財務局長に提出 |
| (4) 臨時報告書 | | | |
| 企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号の3(株式移転の規定)に基づく臨時報告書 | | | 2022年5月10日
関東財務局長に提出 |
| 企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2(株主総会における議決権行使の結果)に基づく臨時報告書 | | | 2022年6月21日
関東財務局長に提出 |
| 企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号(親会社の異動)及び第4号(主要株主の異動)に基づく臨時報告書 | | | 2022年10月3日
東海財務局長に提出 |
| 企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号(代表取締役の異動)に基づく臨時報告書 | | | 2022年10月3日
東海財務局長に提出 |

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

2022年11月17日

株式会社静岡銀行

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ
静岡事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 深 田 建 太 郎

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 石 黒 宏 和

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社静岡銀行の2022年4月1日から2023年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（2022年4月1日から2022年9月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算書、中間連結株主資本等変動計算書、中間連結キャッシュ・フロー計算書、中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社静岡銀行及び連結子会社の2022年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間（2022年4月1日から2022年9月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して中間連結財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間連結財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間連結財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間連結財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間連結財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。
- ・ 中間連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、中間連結財務諸表の中間監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で中間監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- ※ 1 上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行（半期報告書提出会社）が別途保管しております。
 - 2 XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2022年11月17日

株式会社静岡銀行

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

静岡事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 深 田 建 太 郎

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 石 黒 宏 和

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社静岡銀行の2022年4月1日から2023年3月31日までの第117期事業年度の中間会計期間（2022年4月1日から2022年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社静岡銀行の2022年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（2022年4月1日から2022年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- ※ 1 上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行（半期報告書提出会社）が別途保管しております。
 - 2 XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。

【表紙】

【提出書類】 確認書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の5の2第1項

【提出先】 東海財務局長

【提出日】 2022年11月22日

【会社名】 株式会社静岡銀行

【英訳名】 THE SHIZUOKA BANK, LTD.

【代表者の役職氏名】 取締役頭取 八 木 稔

【最高財務責任者の役職氏名】 _____

【本店の所在の場所】 静岡市葵区呉服町一丁目10番地

【縦覧に供する場所】 株式会社静岡銀行 東京営業部
(東京都千代田区丸の内一丁目6番5号)

株式会社静岡銀行 横浜支店
(横浜市西区高島二丁目19番12号)

株式会社静岡銀行 名古屋支店
(名古屋市中区錦二丁目16番18号)

株式会社静岡銀行 大阪支店
(大阪市中央区西心斎橋二丁目1番3号)

(注) 名古屋支店及び大阪支店は、金融商品取引法の規定による縦覧に供する場所ではありませんが、投資者の便宜のため縦覧に供する場所としております。

1 【半期報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当行取締役頭取八木稔は、当行の第117期中間会計期間(自 2022年4月1日 至 2022年9月30日)の半期報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認いたしました。

2 【特記事項】

特記すべき事項はありません。